

# 社会システム論における法・政治関係論の一動向

——ルーマン派の分裂と今後の課題——

毛 利 康 俊

はじめに 目次

- 1 法—政治関係論
- 2 社会システム論
- 3 論述の順序
- 1 社会理論におけるオートポイエシス論の展開
- 1 ルーマン派社会システム論の基本構想——とくにオートポイエシス期の
  - (一) 社会理論のパラダイム問題
  - (二) オートポイエシス論の狙いと基本概念
  - (三) コミュニケーション・システムとしての社会システム
- 2 G・トイプナー派の分派
  - (一) 分派の過程
  - (二) 理論的分岐点
- 二 E・A・クリストドゥリデイスの法—政治関係論——特に社会システム論のなかでの位置づけをめぐって
- 1 社会理論的諸観点
- 2 共和主義法理論批判——法システム論と紛争システム論
  - (一) 論証目標
  - (二) 論証過程
  - (三) 分析

3 再帰的政治の理論 — 政治システム論

- (一) ルーマン批判の焦点
- (二) 批判の論点
- (三) ルーマンとトイブナーの間

三 N. ルーマンの法システム論と政治システム論

1 コミュニケーション・システムのオートポイエシス

- (一) 社会システムの種類
- (二) 社会システムのオートポイエシスについての基本概念

- 2 法システム
  - (一) 法的なるものゝと法システム、実在的システム概念
  - (二) 閉鎖性
  - (三) 法システムの機能と中心/周縁—構造

- 3 政治システム
  - (四) クリストドゥリデイス反駁
  - (一) 機能システムとしての分出
  - (二) クリストドゥリデイスへの抗弁

四 ルーマン派の理論プログラム

1 クリストドゥリデイス対ルーマン

- (一) システム間関係の理解
- (二) 理論の性格—プログラムとしてのルーマン理論

2 法—政治関係論の理論プログラム

- (一) ルーマンの現状認識
- (二) 法—政治関係論の概略

3 法システムと政治システムの構造的カップリング

- (一) 前提条件
- (二) 具体例—立法
- (三) 観察方式の特徴

4 プログラムの性格

- (一) プログラムの低位プログラムとその効果
- (二) 法への期待、法理論への期待

おわりに

現状

- 2 1 残された課題

## はじめに

### 1 法・政治関係論

法と政治はどのように関係しており、また、どのように関係すべきなのか。もちろん、この問題は、公法学においてはもとより、法理論においても、古典的問題である。<sup>(1)</sup>ある政治が法の作り手として登場し、政治を梓づけるものとして法が機能するのは、近代社会の基幹的あり方だと言える。だが、近年において法と政治との関係が問題にされる場合、従来は明確かつ固定的なものだと理解されていた両者の境界が動揺し、接点が増大し、相互のパスpekティブが混交し始めていることよって生じてきた、両者の相互浸透 (interpenetration) <sup>(1)</sup>とも言うべき側面に、多くの関心が集まっていることを見落としてならないだろう。たとえば、そのような相互浸透領域として、政策手段としての法・政治過程と法・行政過程と法・法的思考における政策的考量の位置・法政策学・政治としての法、などの問題領域を挙げる<sup>(2)</sup>ことができる。

ところで私見によれば、このように法と政治の相互浸透領域に関心が集まっているのは、決して偶然ではない。全体的かつ長期的な趨勢として、一方では、<sup>(3)</sup>〈法的なるもの〉の拡大・拡散の傾向が指摘され、また同様に他方では、<sup>(4)</sup>〈政治的なるもの〉の拡大・拡散の傾向が注目を集めている。法と政治の相互浸透領域の拡大とは、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉とおのおの拡大・拡散しているという長期的かつ全体的な趨勢の、一局面に他ならないであろう。

このように捉えることが許されるならば、冒頭で取り上げたような法と政治の関係をめぐる諸問題については、個別的事情に即した検討を続ける必要があるのは言うまでもないが、他方で、それらについての確かつバランスの取れた考察を加えるた

めにも、法と政治の関係について、全体的原理的な検討が必要となる。

しかし、こうした全体的原理的な検討は相当に複雑になることが予想される。ごく形式的に考えてみても、次のように言えるだろう。まず、法と政治の相互浸透という事態は、少なくとも、①〈法的なるもの〉の拡大・拡散、②〈政治的なるもの〉の拡大・拡散、③両者の相互浸透、という3契機に分析できる。次に、おのおのの契機を取り上げるについても、やはり少なくとも、(i)それぞれが何故どのようにして生じているのか、という事実認識に重点をおいたアプローチと、(ii)それぞれをどこまでどのように進めるべきか、むしろ進めるべきでないか、という規範的議論に重点をおいたアプローチの、2通りが可能でもあり必要でもある。こうして少なくとも、問題は、3契機・2アプローチで、都合6次元を含むことになる。

本稿では、これら6次元のうち、③相互浸透という契機の、(i)事実的認識に重点をおいたアプローチ、という次元に関心を絞りたい。相互浸透に関心を絞るのは、本節2番目の段落で指摘したように、①〈法的なるもの〉の拡大・拡散、②〈政治的なるもの〉の拡大・拡散については、既にかんがりの理論的蓄積があるからである。そして、事実認識を先行させるのは、それが問題自体を的確に把握するのに資すると考えるからである。<sup>(5)</sup>

また、以下で検討を進める際に、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の関係の認識を法実践ないし法理論にいかに関映させることができるかという問題意識が背景にあることも、あらかじめお断りしておきたい。もちろん、その認識を政治ないし政治理論にどのように反映させることができるかという問題も重要である。それが表面には出てこないのは、単に筆者の専攻による偏りである。

さて、問題関心をこのように限定しても、前述のように先行業績の比較的少ない領域を取り上げるので、本稿が試みうる

のは、言うまでもなく、ほんの準備作業に過ぎない。そのような準備作業として、本稿では、ドイツの社会理論家、ニクラス・ルーマン（一九二七—一九九八）<sup>(6)</sup>の理論と、広い意味でのルーマン派社会システム論内部の近年の議論動向を取り上げ、検討を加えることにしたい。萌芽的ながら興味深い視点が提示されているからである。ルーマンの理論は彼の長い研究キャリアのなかで変化を見せているが、本稿が対象にしているのは、オートポイエシス・システム論に転換して以降の、最終的形態のものである。

## 2 社会システム論

社会システム論に着目すること自体には、比較的に了解が得られやすいものと思われる。〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉との相互浸透の一面と見うる、個別的には個性的な現れ方をしている現象を、全体的な脈絡との繋がりを手放すことなく認識したいというのが、そもそもその出発点であった。そして、個別的現象を全体的脈絡とのつながりを捨象せず把握することの必要を高唱して登場したのが、まさにシステム思考である。<sup>(7)</sup>そして、周知のように社会システム論は既にかんりの蓄積を有する。だからむしろ、諸種ある社会システム論のなかで何故にルーマン派の、しかも萌芽的な段階に過ぎない議論動向を、取り上げるのかについて、説明を要するであろう。

ルーマン派を取り上げるについて、もちろん外面的事情をいくつか挙げることは可能である。いわく、ルーマン派における法—政治関係論を検討するための資料的制約が近年ようやく解消された。<sup>(8)</sup>特に、ルーマンの政治理論の体系書は、彼の死後、ようやく二〇〇〇年になって出版された（本稿一・二）<sup>(9)</sup>。いわく、ルーマン自身が、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉

の従来の境界線が動揺し、相互浸透を起こしているということを真剣に考慮する必要があると主張している(四二(二))。いわく、システム論の中で近年に活発に活動しているのはルーマン派である。<sup>(10)</sup> いわく、ルーマンの先行者、T. パーソンスには、<sup>(11)</sup> そもそも法システム論がない。

だがそれ以上に重要なのが、ルーマン派社会システム論の理論的特性である。ルーマンの理論は、社会システム論の歴史のなかで、確かに代表的な理論であるが、決して典型的な理論ではない。従来の社会システム論では、システム概念に関しては、<sup>(12)</sup> 分析的システム概念を取り、また方法論に関しては、客観的タームで社会を記述する客観主義的実証主義の立場に立つものが、主流であった。だが、<sup>(13)</sup> こういう特徴を持つ従来の社会システム論には、次のような事情があつて、こと本稿で取り上げられているような法・政治関係論に関する限り、問題への直接的な接近方法とはなりがたい。

分析的システム論では、システムの境界は分析者が引くので、社会システム自身において境界がどのように引かれ動かされているのかは、分析対象にはなりにくい。また、客観的タームでシステムを記述する視点からは、意味現象を取り扱いにくいので、法や政治などの、複数のシステムのパスベクティブが混交しているという事態も扱いにくい。

この点で、ルーマン派の社会システム論が注目されるのである。ルーマンは、社会システム論の伝統に立ちつつも、分析的システム概念を批判して実在的システム概念——システムの境界を引くのは、システム自体であつて、観察者はそれがどのように引かれているのかを観察する——<sup>(14)</sup> をとり、客観主義的実証主義の方法論を批判して客観的意味現象に照準する視点を取っているからである。

ただ、今日においてルーマン派の法理論や政治理論を取り上げる場合、広義のルーマン派の中で生じている理論的分裂を無

視することはできない。すなわち、社会システムのオートポイエシスをどのように理解すべきかという最も基本的な論点に関し、ドイツの法理論家、G. トイプナーがルーマンに異議を唱え、<sup>(15)</sup>すでに独自の一派をなしているからである(一)。<sup>(16)</sup>

一方のルーマンは、トイプナーの問題提起に対し、「この問題設定が、すでにオートポイエシスの概念に対する混乱惹起的な矛盾を含んでいる。私の印象では、ここにさしあたり『オートポイエシス』についての混乱と意見の相違の主たる源泉を見出せる。・・・トイプナーはここで明らかに、オートポイエシスの思想を弱め分岐させることに携わろうとしている。・・・両方の可能性を、——オートポイエシス・システムの理論の支持者と反対者を混乱させる危険を冒して——相互に照らしあわしてテストしてみるべきであろう。」と述べている。<sup>(17)</sup>ルーマンから見れば、トイプナーの理論構成は、オートポイエシスの思想を弱めたものにすぎず、自らの理論構想とは両立しないのである。したがって、現状において、ルーマン派システム論の法理論や政治理論を検討する場合、ルーマン自身の理論構想とトイプナー派の理論構想を自覚的に区別しなければ、無用の混乱が生じるであろう。

ここで注目に値するのが、ギリシア出身でスコットランドの法理論家、エミリオス・A. クリストドゥリデイスの理論である。<sup>(18)</sup>彼はまさに、トイプナー派の立場から、体系的に法-政治関係論を展開し、ルーマンの理論を明示的に批判し、その改造を提案しているからである。クリストドゥリデイスの登場によってはじめて、ルーマン派内部の論争状況を、法-政治関係論に即して検討できるようになったと言つてよい。トイプナー派の態度は、適切な理論構成のために必要な謙抑として肯定的に評価されるべきなのだろうか、それとも、単なる中途半端として咎められるべきなのだろうか。

なお、現在、ルーマン派内部の論争状況に検討を加える場合には、ルーマンの理論のプログラムの性格に注意すべきである。

ルーマンの没後、彼の理論に対する理解は目覚しく進展しており、最近では、ルーマンは、理論プログラムを仕上げて逝き、個別分野に則してそのプログラムを実行しその成果に照らしてプログラムをテストするという課題は後に続く者に委ねられたと見る研究が、増えている。<sup>(19)</sup> 実際、晩年のルーマンは、自らの理論的営為を指して「理論プログラム (Theorieprogramm)」という言葉をししばしば使っていた。<sup>(20)</sup>

ルーマンの諸々の理論装置がプログラムであるのならば、そのプログラムが何をしようとしており、どのような効果が期待されるのかを一つ一つ見ていくのが、自然な読み方であろう。実際のところ、彼の難解な理論装置によって彼が記述している事態は、ごく常識的的日常的であることも多く、時には陳腐ですらある。だが彼の理論がプログラムであるならば、その記述は、ワープロ・ソフトにたとえて言うならば、マニュアルのなかの例文である。本稿では、マニュアルの中の例文が陳腐だからといってプログラムの能力を見限るようなことは、避けるように気をつけたい。

### 3 論述の順序

以上の状況に照らして、以下では次のように論述を進める。まず、オートポイエシス論の本来の狙いと基礎概念を瞥見し、社会理論のなかでそれを展開するに際してルーマン派内部でどのように分裂が生じたか、を確認する<sup>(一)</sup>。次に、クリストドゥリデイスの法—政治関係論に一瞥を加え、彼のシステム論を抽出し、ルーマンのシステム論に対する換骨奪胎の試みの内実を確認する<sup>(二)</sup>。トイプナー—クリストドゥリデイスの理論と比較するために、ルーマン自身の理論を、社会システムのオートポイエシス論から、法システム論・政治システム論までを辿りなおす。この段階で、ルーマンの立場から、クリストド

ウリデイスの換骨奪胎の試みに対し、抗弁や反駁が可能であることが明らかになる(三二)。以上の成果を踏まえ、法—政治関係論の次元で、クリストドゥリデイスとルーマンの比較を行う。ここでは、ルーマンの優位が確認される<sup>(21)</sup>。そして、ルーマン派理論プログラムについて、現段階で明らかな点を何点か確認する(四)。なお、クリストドゥリデイスとルーマンの検討の結果として明らかになるのは、ルーマンの理論のプログラムの側面を彫琢していけばクリストドゥリデイスの試みに反駁できるといふことなのであるから、クリストドゥリデイスの批判は、ルーマン派の今後の展開のためのクリティカル・ポイントがどこであるかを指し示していることになる。この点を「おわりに」で簡単に確認する。

このような検討の全体を通じて、オートポイエシス論に対する一般的な誤解の一つが取り除かれるであろう。オートポイエシス論を採用すると、システム—環境関係、システム間関係の説明が困難になると理解されることが多い。しかし、オートポイエシス論者の自己理解に従うならば、オートポイエシスであるにもかかわらず、ではなく、であるからこそ、システム間関係の理解に新生面が開かれるのである。

## 一 社会理論におけるオートポイエシス論の展開

### 1 ルーマン派社会システム論の基本構想——とくにオートポイエシス期の

#### (一) 社会理論のパラダイム問題

N. ルーマンは、理論的営為の最初期から亡くなるまで、一貫して社会理論のパラダイム革新に努めてきた。彼が、そのた

めに解決を与えなくてはならなかったパラダイム次元での課題の全貌を説明することは、今後にゆだねられている。しかし、そのようなパラダイムの課題として、少なくとも、①実在的システム概念の確立、<sup>(22)</sup>②ミクロな社会現象とマクロなその相互関係を統合的に観察できる枠組みの開発、<sup>(23)</sup>③「構造」概念の位置価の変更、それと相関的に、システム同定基準の新たな設定、<sup>(24)</sup>④「意味」現象を理論の中核部に取り込むこと、<sup>(25)</sup>の4点を挙げうることに、大きな異論はないであろう。このうち、③構造概念の位置価、システム同定基準の新たな設定、<sup>(26)</sup>については説明がある。

社会システムは刻一刻と変化を続けている。この変化にもかわらず、対象としている社会システムの同一性をどのように把握できるのか。この問題は、対象の同定にかかわるので、どのような社会システムを対象とすることも、先決問題である。伝統的システム論では、ここで、構造概念に依拠する。つまり、システムの構成素同士の諸関係のうち相対的に安定した関係を取り出し、「構造」とする。構造の同一性がシステムの同一性である。システムの日常的な変化は、構造以外のものの変化に帰せられる。

確かに、このような取り扱いで、伝統的なシステム論は、システムの同定問題を「解決し」、それ以降の具体的分析に着手できる。しかし、このような「解決」自体が、規範的観点からの批判を呼んだ。つまり、システム論は、社会の所与の構造を分析上の前提としてしまうので、本質的に保守的である。まして、機能分析の準拠問題として「構造」維持を採用するにいたってはなおさらである（構造—機能主義批判）。

ルーマンは、構造の維持を準拠問題とするのではなく、構造が存在すること自体の機能を問うというアプローチを提案した（機能—構造主義）。このようにすると、構造—機能主義に対する批判は、その限りで回避できるかもしれないが、反面、シス

テムの同定問題がそのまま残ることになる。ルーマンにとってシステムの同定問題の解決が与えられるとき、構造概念は位置を変え、システムの同定基準ではなく、研究の対象になるはずである。

以上①～④のような、パラダイムの課題にルーマンが直面していたことを念頭に置くとき、彼にとって、オートポイエシス論がいかにか魅力的であったか、理解できる。オートポイエシス論を社会理論の次元で展開できれば、前記の社会理論のパラダイムの課題のうち、①～③に解決の糸口が与えられるのである。

## (二) オートポイエシス論の狙いと基本概念

### (1) 狙い

オートポイエシスとは、*self*を意味するギリシア語「オート」と、*produce*を意味するギリシア語「ポイエシス」の合成語である。だから、自己産出などと訳されることも多い。だが、(2)で見ると、この概念は、複数の概念要素が複雑に組み合わされて定義されており、しかも、それら概念要素のどれに重点を置いて理解するか、について論者の間でも議論が生じている(ルーマンに関しては、三一(二)(一))。和語に訳すときは、それらの概念要素のどれかに重点を置いて訳さざるえない。訳語選択の段階で、理論的選択問題に臆断を下してしまうのを避けるため、本稿ではカナ表記を採用する。

オートポイエシスの理論の初発の意思は、はっきりしている。<sup>(27)</sup>我々は、生物に限らず、なにかのまとまり(システム)を「生きている」とか、「自律的だ」と感じる時がある。オートポイエシス論は、そのようなシステムの一般的な存立機構を解明しようという理論である。オートポイエシスとは、そのようなシステムの存立機構のあり方をさす言葉に他ならない。だか

ら、オートポイエシスが、生物学の領域に発祥したというのも、偶然ではない。しかしただだからといって、社会理論でオートポイエシス論を展開することを、社会を生物で比喻する試みと理解するのは、適切ではない。<sup>(28)</sup> オートポイエシス論はこのような一般理論として構想されているからである。

何らかの意味で生き物と感じられるもの、自律的と感じられるものは、多種多様であるから、システムのオートポイエシスは、必然的に、きわめて形式的に規定されることになる。

オートポイエシスの主唱者の2人による定義を挙げておこう。

「あるシステムにおいて、システムの構成素の産出が、(a)構成素の相互作用を通じて、構成素を産出する産出のネットワークを再帰的に再生成し、かつまた、(b)このネットワークを、構成素が現実存在する空間内のその境界を構成し特定することによって実現する、としよう。このような構成素の産出のネットワークとしての複合的統一<sup>(29)</sup>として定義されるダイナミックなシステムが、“オートポイエシス・システム”である。」(R. マツラナ)

「オートポイエシス・システムとは、システムの構成素の産出（転換と破壊）の諸過程のネットワークとして、組織され（統一<sup>(28)</sup>体として定義され）る。ここにおいて、産出のネットワークによって諸々の構成素は産出されるのだが、これらの構成素は、(1)それらの相互作用と転換を通じて継続的に（それら構成素を産出した）諸過程（諸関係）のネットワークを再生成し実現し、かつまた、(2)それ（その機構）を、そのようなネットワークとしてそれが実現される位相空間的領域を特定するこ

とによって、それら構成素が現実存在する空間のなかの具体的統一体として、構成する。」(F. ヴァレラ)<sup>(30)</sup>

これらの定義は、具体的には、ニューロンのネットワーク・システムや個々の細胞システムを念頭において定式化されている。だから、「自律的なもの」に対する一般的アプローチとしてオートポイエシス論を理解する場合には、この定義の細部に拘泥するよりも、端的にそのアプローチの個性に注目し、定義的概念を抽出し、オートポイエシス・システムの特徴を確認しておいた方がよい。

## (2) 定義的諸概念とオートポイエシス・システムの特徴

前記の定義では、産出 (production) という用語が中心になっているが、この概念は、物理化学的次元とは別次元で存立するシステムに考察を拡張するときには、一般に作動 $\parallel$ 操作 (operation) という用語に置き換えられる。

するとオートポイエシス・アプローチの個性は、システムの構成素ではなく、作動に焦点を当てることにある。このアプローチは、オートポイエシスの核心を理解するために、システムの作動を循環の相において特定しているから、前記の定義は、極めて循環的に定式化されている。この定義は、この循環性を、いくつかの概念要素で捉えようとしている。オートポイエシスの定義の概念要素として、さしあたり4つを指摘できる。

### (a) 作動の再帰性

以前の作動 (operation) の帰結に作用を加えて (operate) 新たな帰結を生み出すことが今回の作動 (operation) であり、

この新たな帰結が次の作動Ⅱ作用の対象になる。

### (b) 構成素の自己産出

作動の帰結が、システムの構成素の産出である。一般的なシステム論では、まず、システムの構成素を確定し、つぎに構成素間の関係を確定する、というのが出発点になる。しかし、オートポイエシス論では、構成素を産出する作動に着目する。このことによって、(対象システムが何であるかを半ば規定することになる) システムの構成素が何であるかを規定する営みは、観察者の、ではなくシステム自身の、事柄になる(実在的システム概念)。

この定義的概念要素は、作動それ自体と、システムの構成素が存在の次元を異にしていると考えるとき、重要になり、そうでないときは、特に取り上げる必要はなくなる。

### (c) 作動上の閉鎖性

作動の帰結に対して接続するのは当のシステムの作動のみである。概念上、(a)再帰性を含む。

### (d) システム境界の自己生成

システムの境界は、システム自身が引く。

これらの概念によって定義されるオートポイエシス・システムの特徴のうち、<sup>(31)</sup> 本稿の観点からは、次の3点が重要である。

(i) システムの同定基準・存在基準としての作動

前述の諸概念によって特徴づけられる特性を備えた作動の存在が、システムの存在・存続 (Bestehen) の認定基準であり、同定基準である。

(ii) ミクロ・マクロ循環

一回の具体的作動ごとに、その作動によって、次の作動が可能になる前提条件が回復され (このことには、当の作動も寄与するが、それ以外のものの寄与も必要であることに注意)、かつ、次の作動の具体的文脈が形成される。

(ii) 構造の位置価の変更・歴史的システム論

こうした具体的文脈には、安定的な「構造」として、作動のたびごとに変容しつつ、次の作動の文脈を構成するものが存在しうる。この場合の「構造」は、システムの同定基準ではなく、システム研究の対象である。そして、この構造の具体的あり方は、システムの過去の作動の経路に依存するから、オートポイエシス・システムは歴史的システムである。

(3) N. ルーマンにとってのオートポイエシス論の意義

以上のような、オートポイエシス論の個性・基礎概念とオートポイエシス・システムの特徴とを、ルーマンの直面していたパラダイムの課題に照らし合わせると、オートポイエシス論がルーマンにとって、どこが魅力的であったかが、わかる。社会システムをオートポイエシス・システムと見る理論が構築できれば、彼のパラダイムの課題のうち、①実在的システム概念 (特に、概念要素 (b) (d)、特徴 (i))、②ミクロ・マクロ循環 (特徴 (ii))、③「構造」概念の位置価変更、新たな同定基準 (特に、特徴 (i)、(iii))、に解決が与えられるのである。

さて、オートポイエシス概念を基礎に社会理論を構築できるかどうかは、〈社会的なるもの〉を適切に捉えうるような仕方  
で、前述のような特徴を備えた作動を特定できるかどうかに係る。社会システムにとっての作動とは何か、に対する指図を、  
前記のオートポイエシスの定義は一片も含んでいない。だから、ルーマンはここで、理論的選択の問題に直面する。

また、ルーマンにとっては、〈社会的なるもの〉を適切に捉えるためには客観的「意味」現象を焦点にすえなくてはなら  
ない。しかるに、オートポイエシスの概念自体は、「意味」現象に対する言及を含んでいない。だから、ルーマンは、客観的  
「意味」現象を理論の中心に含むことができるように、社会システムの作動を指定しなくてはならない。

ルーマンは、社会システムの作動として「コミュニケーション」を指定することによって、一挙にこれら2つの問題に解決  
を与えようとした。ルーマン派において、コミュニケーションが何ゆえどのような意味でオートポイエシス・システムの作動  
たりうるとされるのかは、後に見る(三一)(二)(2)。ここではオートポイエシス論全体のなかでのルーマン派の位置を明  
確にするために、この理論的選択の帰結を確認しておく方が重要である。

### (三) コミュニケーション・システムとしての社会システム

#### (一) 緊張をはらんだ作動

ルーマンは、社会システムのオートポイエシスの作動として「コミュニケーション」を指定したことにより、オートポイエ  
シスの主唱者たちが必ずしも念頭においていなかった事象を理論構成の中心に呼び込むことになる。コミュニケーションとは、  
ルーマンにおいては、伝達—情報—理解の3契機からなるものと定義されるが、こうした事象は、世界に対するパースペクテ

イブを必ずしも同じくしない複数のもが出会うことなくしては、生起し得ない。<sup>(32)</sup> だから、社会的なるものゝの底には、次のように、ダブル・コンティンジェンシーがあることになる。

ダブル・コンティンジェンシーとは、T. パーソンズからルーマンに批判的に引き継がれた社会理論上の用語である。<sup>(33)</sup> ① contingency 44、*A is contingent on B* (AはBに依存する、AはB次第である) という語法が含意する意味も持ち、この場合は、社会理論では「条件依存性」と訳されていることが多い。②他方で contingency は、論理学的概念としては、不可能でも必然でもないという様相、すなわち「あるものは別様でもありうる」という様相を意味し、この意味では「不確定性」「偶然性」「偶有性」などと訳される。パーソンズの文脈では①の意義が、ルーマンの文脈では②の意義が、それぞれ強調される傾向がある。だが、どちらの意義も以下に述べるようにきわめて重要である。

パーソンズは、「ある者が一定の態度決定をするにあたって、相手方の態度決定に依存しているが、他方で相手方の態度決定もまた、このある者の態度決定に依存しており、こういう相互の依存性が、相手方から見ても成立している」という事態を指すために、ダブル・コンティンジェンシーという用語を作った。ダブル・コンティンジェンシーの状況においては相互作用の両当事者、自我と他我は両すくみの状態に陥るので、何らかの条件がさらに加わらなくては、行為のやり取りが成立せず、社会的秩序は成立しないはずである。パーソンズ自身は、自我と他我の間に価値の共有があることよって、行為のやり取りが可能になると説明した。しかし、ルーマンはこのパーソンズの「解決」を、自我と他我の視座や態度決定が「別様でもありうる」ことを軽視していると批判した。つまりルーマンによれば、自我と他我の相互作用は、両者の態度決定が高度に相互依存しているがゆえに、なんらかの行動や行動の解釈がどちらか一方でほんの偶発的に成立するだけでも、たちどころに、価値

の共有などなくとも結果として始まってしまいうる。しかし、このようにして相互作用が、一定の軌道を走り始めたとしても、つまり大きく見れば一定の社会的秩序が創発したとしても、自我と他我の態度や視座の「別様でありうる」性格は潜在的には残り続ける。こうして「社会的なるもの」に対する独特の見方が帰結する。

(2) 「社会的なるもの」の見方

(a) 「社会的なるもの」の本質的なコンティンジェンシー、敏感な生成・変化可能性

社会的秩序は、その創発のメカニズムとまったく同様のメカニズムを通じて、何らかのきっかけでドラマステイクに変貌する。現にある社会秩序は、別様でありうる可能性を潜在的なものに押し込め続けることで成立し存続しているが、しかしいつでも別様でありうる。

(b) パースペクティブ差異の潜在的偏在性

パースペクティブの差異は残りつづけるので、「社会的なるもの」の根底には、ダブル・コンティンジェンシーが残り続ける。

(c) 紛争システム論

社会秩序は、価値の共有やコンセンサスなしにも成立しうるので、紛争自体も一個の社会システムと見うる。単なる均衡の欠如としてネガティブに規定されるだけではない。

(d) 伝達・情報・理解の3契機からなるものとしてのコミュニケーション

実際、社会理論にオートポイエシス論を導入せんとする人々の中で、コミュニケーションをシステムの作動としない人々も

いる。だから、コミュニケーションを作動とすることは、広義のルーマン派を特徴づける特性である。だが、ここまでの理論的選択の歩みをルーマンと共にしつつ、その次の理論的選択においてルーマンと袂を分かち一群の人々がいる。それが、G・トイプナーを代表とする一派である。

## 2 G. トイプナー派の分派

### (一) 分派の過程

トイプナー派の分派について、いくつかの外面的事情を確認しておこう。

ドイツでT・パーソンズともルーマンとも異なる社会システム論を、制御の理論として打ち立てようと試みている社会理論家に、H・ヴェルケがいる。一方、私法学者・労働法学者として出発したトイプナーが法理論家として注目を集めるきっかけとなった論文に、ヴェルケとの共著論文「コンテキストと自律性」(一九八四年)<sup>(34)</sup>がある。実は、前項で確認したルーマン派システム論のオートポイエシスによる基本構想が体系的に明らかにされたのが、まさに彼らの共著論文と同年だったのである(『社会システム理論』(SS)一九八四年)。この共著論文以降、トイプナーはヴェルケの文献をほとんど引用せず、ルーマンの文献に依拠する姿勢を見せている。しかし、注目すべきことにこの共著論文の基幹部分は、ヴェルケのテキストブック『システム論』<sup>(35)</sup>中の文章と表現の細部にいたるまで同一の文章によって、成り立っている。トイプナーは、社会システム論者としては、ヴェルケ主義者として出発したのである。

その後トイプナーはいち早く法システム論の体系化に成功する(『オートポイエシス・システムとしての法』〔後掲注38〕)

一九八九年)。ルーマンが法システム論の体系書『社会の法』(S.G.)を公刊するのは、それに遅れること四年、一九九三年のことである。そして、ルーマンの亡くなった一九九八年、E・A・クリストドゥリディスが『法と再帰的政治』を公刊し、トイプナー派の立場から(解釈問題がある。この点については後述、2(二)(4)、三)、法—政治関係論を体系的に展開した。ルーマン自身の政治システム論の体系書『社会の政治』(P.G.)が現れたのは、ようやく二〇〇〇年、死後出版としてであった。

こうして現時点で振り返って見ると、トイプナー派の理論的営為は、とくに法システム論と政治システム論に関して、単純にルーマンの理論の延長線上に位置づけることはできない。トイプナー派は、自らを、ルーマンの理論を先に進めたものと思っている。ルーマンは、「はじめに」で触れたように、トイプナーの理論を、中途半端であり、自己の立場と矛盾すると見ている。だから、トイプナー派の理論をルーマンの理論の延長線上に位置づけることは、既にトイプナー派の立場にコミットすることを意味する。ルーマン派内部の分裂に焦点を当てると、両者を平行関係において比較しなくてはならない。

実際、トイプナーとルーマンはすぐ後で見られるように(非—)存在論次元で見解の相違を見せていて、法システムのオートポイエシスの構想自体が大幅に異なる。トイプナーは、やはり生物学の自己組織性理論として有名なアイゲン/シャスターのハイパー・サイクル論(36)をオートポイエシス論と統合するというアイデアを示している。

さて、一般にトイプナーの理論は、法律家にも使えるくらいに単純化したルーマン理論だと理解される傾向が強いが、それは何よりトイプナーを不当に扱うものである。第一に、前記のような形でハイパー・サイクル論とオートポイエシス論を結合することは、おそらく両理論の主唱者さえ想像すらできなかったであろう。両理論を比べた人は、トイプナーの天才的な理論的跳躍力に驚嘆するはずである。第二に、(社会的なるもの)のオートポイエシス自体の見方がルーマンと異なってくるので、

ルーマンと同じ言葉を使ってもその含意が大きく異なりうる。しかも、タイプナーの理論は、ルーマンの理論と伝統的システム論を折衷ないし止揚したものであるから、その論理構造はルーマンのものよりはるかに陰影に富んでいる。だから、彼の文章の一節一節を論理的に追尾していくことは、ルーマンのそれに対してそうすることより、はるかに困難である。

ルーマンとタイプナー派を比較検討しなくてはならない本稿においては、本来であれば、タイプナーの理論構成について論理的分析を加えていく必要がある。だが純理論的な関心をさておくならば、幸いなことに、法現象の具体的分析に実際に利用しているのはタイプナーの理論構成のごく一部である。しかも、その利いている部分は、タイプナーの存在論的前提からほぼ一直線に出てくる。だから、タイプナー個人の思想を全面的に検討することは、将来なされるべきタイプナー学の展開に委ね、<sup>(37)</sup>本稿では、タイプナーの存在論的前提を確認し、そこから法現象の分析枠組みが帰結するさまを跡づけるにとどめたい。

## (二) 理論的分岐点

### (一) 背景的思考図式

広義のルーマン派の分裂のきっかけになった、ルーマンに対するタイプナーの異議申し立ては、

「オートポイエシスの内部にオートポイエシスは存在するか？ より厳密には、全体社会における諸々の部分システムの自律性を、それらは一次のオートポイエシス的な社会システムであるところの全体社会の内部の二次のオートポイエシス的な社会システムだと概念的に把握することによって、より正確に規定できるか？」<sup>(38)</sup>

という問題に、どのように答えるか、ということをめぐるものであった。

この問題がオートポイエシス論者の間での議論の紛糾の種なるのは、この問題自体が、さらに、「全体（システム）—部分（システムの要素）」という存在論的思考図式を機軸にして思考を進めるべきか否かという大問題にかかわるからである。

仮に人間がオートポイエシス・システムであるとしよう。社会もオートポイエシス・システムであるとしよう。社会（全体）は人間（部分）を要素とするシステムだとしよう。さて、ここで、オートポイエシス・システムは、自己の要素を自分で産出するシステムだと理解することにしよう。すると、社会（システム）が個々の人間（要素）を産出することになる。すると、人間はオートポイエシス・システムではありえないのではないか。このような推論は、全体と部分、システムと要素に、何を代入しても成立する。各分野のオートポイエシス・システム論者の中で大論争が展開されるゆえんである。<sup>(39)</sup>

そして、この大論争は、ルーマンやトイプナーのようなタイプの社会システム論者にとっては、決して素通りすることのできない問題になる。というのは、彼らは、法や政治、経済などを全体社会的機能的部分システムと捉えるからである。

この問題に対し、ルーマン自身は、後に見るようにオートポイエシス概念を特定の方に徹底することで、「全体—部分」という思考図式に依拠しないシステム分化概念を構想した（三一（二）（七））。それどころか、「全体・部分」という思考図式を、研究対象としてはともかく、前提とさるべき思考図式としては放棄することこそ、彼の積極的な主張なのである。<sup>(40)</sup> この立場からは、2段落前の問題は、擬似問題として「解決」されることになる。

それに対して、トイプナーは、この思考図式自体は保存する解決方法を選択した。だから、彼の思考の道筋はかなり複雑に

ならざるをえない。彼は、伝統的なシステム論の「創発」という概念を独特の形で用いることで、この問題を突破しようと試みた。一般的には、創発とは、何かが高次化するときに、低次段階では存在しなかった質が発生することである。伝統的システム論の思考方法に従えば、小さな部分（要素）が集まり大きなもの（システム）が成立する、という場合、その大きなものには、部分に還元できない質がある、それが創発的質である、要素還元主義ではその「創発的」現象が見落とされる、だからシステム思考が大事だ、ということになる。

さて、トイプナーが特異な個性をもつ一個の自立した思想家であることは、全体社会を低次の社会システム、法システムなどを高次の社会システムとするところに現れている（普通は「部分」より「全体」の方が、高い次数を持つ）。彼の構想の構図だけを抜き出すと、次のようである。<sup>(41)</sup>

一次の社会システムたる全体社会の水準より高次のレベルとして、法や政治などの社会システムが存在する平面がある。この高次のレベルで、法システムなどのシステムの諸々の構成要素が創発的に構成される。これらの構成要素は、創発的単位として、全体社会のレベルのものごとくに規定され尽くされない自由度を持つ。しかし、それだけでは法システムがオートポイエシス・システムと称するに値するほど自律的であるとは言えない。そう言うためには、法システムの諸々の構成要素が特定の関係で結びついている必要がある。

こうしたきわめて独創的な構図を背景にして初めて、次に挙げるような、彼の一連のテーゼは理解できる。

「全体社会が、全体社会の部分システムにおいて高い段階のオートポイエシスにとつての創発的要素として役立ちうる、新種

の諸単位を構成する。」<sup>(42)</sup>

「要素がネットワークを、ネットワークが要素を、マツラナ風に作る前に、他のシステムの諸構成要素がまず創発的に構成されなくてはならないのではないか。」<sup>(43)</sup>

「システム要素と他のシステム構成要素の自己構成だけでオートポイエシスの再生産の十分条件なのか。」<sup>(44)</sup>

「サブシステムの自律性の量と質は、サブシステムのシステム構成要素——要素、構造、過程など——のうち、どれが、そしていくつ、自己言及的に構成されているか、にしたがって、規定される。」<sup>(45)</sup>

「厳密な意味での（二次の）オートポイエシスは、自己言及的に構成されたシステム構成要素たちが互いにハイパー・サイクル的に結合されたときに初めて、登場しうる。」<sup>(46)</sup>

「法システムは、一連のシステム構成要素——行為、規範、プロセス、同一性——の自己言及的な円環のなかでの構成に成功するにつれ、自律性を獲得する。オートポイエシスの自律性は、円環的に構成されたシステム構成要素が互いにハイパー・サイクルへと連鎖されるときに初めて達成される。」<sup>(47)</sup>

以上において、法システムに関して、まず、諸々の構成要素が存在し、次に諸々の構成要素の結びつきとしてシステムを觀念するという、伝統的システム論の発想が保存されていること、したがってまた、「全体—部分」という思考図式がそっくり残されていること、このことが確認できる。この思考図式に従えば、システムの性格は、構成要素の性格とそれらの関係によって規定されることになる。だから、彼によれば、法システムが最高度に自律的であるオートポイエシスと言えるためには、

個々の構成要素が自己言及的に自律的に構成されるばかりでなく、そのように構成された構成要素同士の関係も、たとえば政治などの法外的なものによって規定されるのではなく、法システム内部で循環的に規定されなくてはならないのである。<sup>(48)</sup>

今、ルーマンとの根本的な違いの何たるかを確認したいここでは、彼による法システムの描像の適切性は問題ではない。問題とすべきは、かかる思考図式の保存が、システム分化の観念の仕方<sup>(49)</sup>に、ひいては（全体社会が分化したものと観念されることの）法システムや政治システムとの関係の捉え方に影響することである。

## (2) システム分化—平面分割モデル

まず前述のことは、システム分化の捉え方に直接の影響を及ぼす。まず、一般的には、大きなシステムは、「個—全体」の軸にしたがって、小さなシステムからなる、と考えるならば、システム分化とは、まるでケーキを切り分けるように行われると考えざるをえなくなる（丸い大きなケーキというシステムが解体して、大小のさまざまな中心角の扇形の小さなケーキになる）。

トイプナーの場合は、全体社会が、部分システムより存在次元が下位になっているので、議論はもつと複雑である。しかし、全体社会の部分システムたる法や政治などが、おのおの自律的であるという前提を介して、ことシステム分化観にかんしては、結局は前段落の思考図式と同工異曲になる。

トイプナーの思考図式では、システムの性格はその構成要素の質によって相当に規定されるから、政治や法が完全に自律的であるためには、おのおのは構成要素を共有してはならない。共有部分が多ければ多いほど、両者は連動してしまう。だから、法と政治は、部分システムの成立する平面を排他的に分割しなくてはならない。そして、全体社会の平面も、法と政治は、排他的に分割しなくてはならないことになる。確かに、トイプナーにあつては、部分システムの構成要素は創発的なもので、

全体社会のあり方とは相対的に自律的である。しかし、創発的質はそれを下位で支えるものあり方にいかほどかは規定されるので、法と政治が全体社会で何らかのものを共有していると、全体社会のレベルを介して、両者はまたも連動してしまう。だから、法や政治は全体社会のレベルでも何も共有してはならない。

こうして、トイプナーにあつては、システム分化とは排他的分割であるということになってしまふ。もつとも、トイプナーは、独創的な思想家にして、なお健全な常識を決して裏切らない強靱な思索力を持つ思想家であるから、立法を法システム内部の出来事とみなしている。<sup>(50)</sup>この点で彼は法システムと政治システムの共有部分を例外的に認めるのかもしれない。だが、まさに熱烈なトイプナー派から、理論的不徹底としてこの譲歩が批判されていることも事実である。<sup>(51)</sup>いずれにせよ、確認されなくてはならないのは、トイプナー派においては、システム分化が、共有部分をもたない排他的分割と表象されるような、強力なドライブがかかるということである。

### (3) システム間関係—認知関係としてのシステム間関係

トイプナーのシステム分化の見方を前提にするならば、社会システム同士は、相互外在的に対峙しあうという構図になる。そして、この構図を下敷きに、社会システムはコミュニケーション・システムであるから、その内部で生じているのは意味現象である、という前提を取るならば、システム間関係について、興味深い帰結が生じる。つまり、あるシステムは、その外に端的に存在する別のシステムを、自己固有の認知枠組みを媒介に観察する、そして、別のシステムから見ても事情は同様、という社会システム観である。

そして、このシステム間関係の見方こそが、トイプナーによる法現象の分析に直接に利いているところなのである。<sup>(52)</sup>象徴的

なところを引いておこう。

「法によるコンフリクト決定は、厳密にシステム内部における、法的な自己規制 (Selbstregulierung) として構成されうる。法システムは、コンフリクトに際して、法固有のセンサー (境界役割 [Grenzrollen]、法解釈上の諸概念) を用いて、その社会的環境を診断し、このコンフリクトを期待のコンフリクトとして独力で再構成し、法内部的な規範化・手続き・法解釈学によつてこれを処理し、コンフリクトに対して拘束力を持つ決定を『事例規範 (Fallnorm)』として産出する。そして、新たな法的コミュニケーションが、この規範に再び接続可能である。以上のことはすべて、もっぱら法的コミュニケーションのシステム固有の意味境界のなかで行われる。」<sup>(83)</sup>

近年のルーマン派システム論は、認識論・存在論にかんしてラディカル構成主義の立場に立つようになったと言われる。しかし、トイプナーにおいては、システムの観察対象は、システムの外部に既に (構成されて) 存在し、それをシステムは自己独自の認知枠組みで認知することになる。だから、トイプナーの理論では、構成主義とは、正確には、既に前記の引用文が示唆するように「再構成主義」である。

トイプナーにとって、システム間関係とは、互いに独自の認知枠組みをもってする観察関係なのである。すると、社会システム同士の間には、直接の因果関係は否定され、因果的には、認知関係を介しての、間接的に刺激を与えあう関係しか存在しない。このことを示すところに、彼にとってオートポイエシス理論の意義がある。

#### (4) トイプナー派の法—政治関係論の登場

本稿の関心は、ルーマン自身の立場からの法—政治関係論とトイプナー派の立場のからのそれを比較検討することにある。だが、残念なことに、ルーマン自身はプログラムを提示したのみで逝き、残されたルーマン派の人々は、各学問領域でようやくルーマンの理論を断片的に定着しつつある段階である。法—政治関係論というような領域横断的課題に応ずるには今だしの感が強い。他方、トイプナー自身も、体系的な法—政治関係論に着手していない。

ここで注目に値するのが、ギリシア出身でスコットランドの法理論家、エミリオス・A・クリストドゥリデイスの理論である。彼は、いち早くルーマンの理論を換骨奪胎することを通じて体系的な法—政治関係論を展開することを試みている。

もつとも、主としてイギリスで活動しているクリストドゥリデイスは、ルーマン派内部の分裂には無頓着である。だが、前項(3)で引用した、トイプナーの思考を凝縮した一節を、彼はまさに自著の議論展開の大前提となるところで引用し、それをルーマンの理論の延長線上にあると位置づけること<sup>(54)</sup>によって、自らがトイプナー派に属することを、問わず語りに告白している<sup>(55)</sup>。

本稿では、クリストドゥリデイスの法—政治関係論を基本的にはトイプナー派の立場に立つものとみなし、ルーマン自身の理論プログラムと比較検討することにする。

## 二 E・A. クリストドゥリデイスの法—政治関係論——特に社会システム論のなかでの位置づけをめぐる

### 1 社会理論的諸観点

(一) E・A. クリストドゥリデイスの理論は、膨大な領域の学問成果の上に成り立っており、単なる社会システム論者とみなすことはできない。しかし、彼の多彩で華麗な諸々の議論を一つに束ねているのが、広義のルーマン派の社会システム論（彼自身の継続形成も含む）であるのは、彼自身認める<sup>(56)</sup>ところである。彼は、①ルーマン派システム論を独自に彫琢するという理論的課題を遂行しつつ、そうして作られたシステム論を背景に、②共和主義憲法理論を批判し、再帰的政治を自分の立場として主張する、というきわめて実践的な主張を行っている。本稿の関心は、彼の①システム論の理論枠組みとその当否にあり、②の実践的提言の当否には直接の関心を向けない。

ただ、本稿では、彼のシステム論に検討を加える前提として、その枠組みをそれとして、第三者的に客観的に確定しておく作業を独立して行っておかなくてはならない。確かに彼は、ルーマンとトイプナーにあるときは肯定的にあるときは批判的に言及しつつ論を進めてはいる。しかし、先に述べたように、彼はルーマン派内部の分裂状況に無自覚だから、ルーマン対トイプナーの対抗図式のなかに自覚的に自らの立場を位置づけるという作業を省略している。

(二) 本稿では、次のような手順をとりたい。彼は、②の実践的提言を弁証するために、さまざまな社会理論的観点を用いている。そこで、②の弁証に帰結する論証の骨格を追尾しつつ、ルーマンやトイプナーの理論に対する、明示的ないし黙示的な、肯定的ないし批判的、言及があるときは、その都度それをマークしていく。マークされた部分を後で拾い集めれば、ルー

マン対トイプナーの構図の中での、クリストドゥリディスの位置がはつきりするであろう。

## 2 共和主義法理論批判——法システム論と紛争システム論

### (一) 論証目標

彼の実践的提言の弁証の一方の柱は、共和主義の憲法理論を批判することである。彼が共和主義者として批判の俎上に載せるのは、B・アッカーマン、F・マイケルマン、C・サンステイン、R・ドゥウオーキン、J・ハーバーマスらである。<sup>(57)</sup> 彼の見方では、共和主義法理論家たちは、

包摂テーゼ

(i) 法は、政治の場におけるすべての声を「取り上げる」であろうし、一部の声に偏見を抱いたり、それに耳を貸さなかったりはしないであろう。

(ii) 法は、それらの声をそのままあるものとして取り上げ、取り上げる過程において再編したり変形したりはしないであろう。法は歪曲することなく収容しなくてはならない。(さもないと、共同体の対話のための器であるという主張はきわめてしにくいであろう。<sup>(58)</sup>)

を前提にしているが、現実にはこのテーゼは成り立たない。

## (二) 論証過程

クリストドゥリディスは、法システムが政治を包摂しようと試みるときに、かえってそれを貧困化してしまうことを、つまり、包摂テーゼの不成立を、その具体的な機構とともに指摘しようとする。彼はその機構を、(i)融合、(ii)再現、(iii)分断、(iv)標準化、の4つに分けて説明している。

### (i) 融合<sup>(59)</sup>

社会的・政治的紛争は独立の社会システムとして扱いうるだけの実質を備えている(一1(三)(2)(c)紛争システム論。広義のルーマン派共通)。法がある紛争を法的紛争として扱うためには、その紛争の文脈を特定の仕方で設定することをせざるをえない。社会的紛争は、それ自体は多様な文脈設定に開かれているはずだが(一1(三)(2)(b)パースペクティブ差異の潜在的偏在性。広義のルーマン派共通)、法システムから見られたところの法的紛争(一2(二)(3)認知関係としてのシステム間関係。トイプナー派特有)と同一視されおおせてしまうことがありえ、これが「融合」である。融合が起きると、法的紛争においては少なくとも一応の決着がつくように文脈設定がなされているから、社会的紛争にも決着がついてしまう(一1(三)(2)(a)〈社会的なるもの〉の敏感な変化可能性。広義のルーマン派共通)。社会的紛争が法的紛争として行われることにより、雨降って地かたまるごとく、共同体はよりよく統合される。共和主義は、この過程を望ましいものとして描くが、それが説得力をもつのは、法的紛争に融合する際に他の文脈設定の仕方が不可視化されてしまったことに目をふさぐ限りにおいてでしかない(一1(三)(2)(b)パースペクティブ差異の潜在的偏在性。広義のルーマン派共通)。

(ii) 再現<sup>(60)</sup>

法システムは紛争を認知しようとすれば、それ特有の認知枠組みを通じてそうせざるを得ず、しかし、おのおのの認知枠組みには固有の盲点必ず付随する(一2)(二)(3) 認知関係としてのシステム間関係。トイプナー派特有)。したがって、法システムがどれだけの確に紛争当事者の声に耳を傾けようと認知枠組みを工夫しても、盲点に入ってしまう「声」は常にありうる。現に、ラデイカルな異議申し立て(ポルノグラフィィ)に対するフェミニズムの批判や、ラデイカルな政治的言論)は法的コミュニケーションに反映されない。この場合、法的紛争は、紛争そのものではなく、法的スクリーンの上で上演された再現ドラマであるに過ぎない。

(iii) 分断<sup>(61)</sup>

ここでは、アイデンティティと差異の政治としての「新しい社会運動」という視点が導入される。政治的紛争は独立の社会システムであるが(一1)(三)(2)(c)紛争システム論。広義のルーマン派共通)、それを観察するところの法システム(一2)(二)(3) 認知関係としてのシステム間関係。トイプナー派特有)の視点が介入すると、政治的紛争はその本来の文脈から切断され、政治的紛争を通じたアイデンティティ形成に攪乱がもたらされる(一1)(三)(2)(a)〈社会的なるもの〉の敏感な変化可能性。広義のルーマン派共通)。

(iv) 標準化<sup>(62)</sup>

ここでの問題は、法の内在的批判がどこまで可能か、にかかわる。もしも法の内在的批判がどこまでも可能であれば、現存の法が耳を傾けていない「声」があるとしても、それは内在的批判を通じて、聞くことができるようになるであろう。した

がって、法の内在的批判の可能性を高唱する、批判法学 (CLS) の大家、R. アンガーの理論は、共和主義の最後の避難所になりうる。しかし、法の内在的批判は可能だが限界がある。それは、法的コミュニケーションも、情報―伝達―理解の過程であることによる (一) 1 (三) (2) (d) 伝達―情報―理解の 3 契機からなるものとしてのコミュニケーション。広義のルーマン派共通)。また重要なのは、情報は真空の中で流通するのではないということである。あるものが情報として価値を持つためには、そのつど、いかなる選択肢がありうるかという、世界の分節化が既に行われており、そのものがその分節化された世界地図のどこかに位置づけられる限りにおいてでしかない。法システムも、固有の世界地図を使用してものごとを認知する (一) 2 (二) (3) 認知関係としてのシステム間関係。トイプナー派特有)。したがって、法システムの内在的批判も、そのようなものとして取り上げられ議論の対象になるためには、そのつど自らを既存の世界地図に位置づけなくてはならないのである。もちろん、内在的批判によってこの世界地図を書き換えていくことは可能であろう。しかし、その書き換えのために、まさに既存の地図を利用しなくてはならないのであって、そこに内在的批判の限界が存する。つまり、法システムの外でなら意味を持つはずの、法にたいする「批判」も、法システム内で情報としての価値を持つためには、法システム内の意味の既存の枠組みに再編されざるをえない。これが法システムによる「批判」の標準化である。

### (三) 分析

以上のことから、次のことが明らかであろう。クリストドゥリディスの共和主義批判は、紛争システムと法システムの対峙という構図を下敷きにしている。紛争システムの見方については、ルーマンの見方がそのまま使われている。それに対して、彼が法システムと呼んでいるのは、事実上、司法システムである。そして、法システムの紛争システムに対する関係は、法シ

システムが独自の認知枠組みでその外なる紛争システムを勝手に解釈するという関係であった。だから、法システムの理解と、システム間関係の理解は、ルーマンのものではなく、トイプナーの理論に従っている。それゆえ、システム分化の理解も、トイプナーに従うことになる。

そして前記の論証過程を一つ一つ追って見れば次のことが明らかであろう。彼の理論は、確かに広義のルーマン派としてルーマン自身と共通の視点が取られているところもある。しかし、トイプナー派特有の視点を組み込むことなしには、前記のどの機構の説明も、1つとして進められなかった。クリストドゥリデイスを基本的にはトイプナー派と評すゆえんである。

### 3 再帰的政治の理論——政治システム論

#### (一) ルーマン批判の焦点

クリストドゥリデイスによれば、共和主義が批判されねばならないのは、その理論が政治を法に包摂することを狙うことによって、かえって政治を貧困化するからである。だから彼は、政治を法から解放することを主張する。では、政治とは何でありうるのか。この点では、クリストドゥリデイスはルーマンの政治システム論を批判し内在的に乗り越えようとする。

批判の対象になっているルーマンは、政治システムに関して、歴史の現時点での標準的な作動過程として、次のようなイメージをもっている。<sup>(64)</sup>

A党がAプログラム(綱領)を、B党がBプログラム(綱領)を掲げて選挙戦を戦う。選挙の結果でA党が与党になると、

Aプログラム（政策）が国家の政策になり、Aプログラムの具体化の過程が始まる。その展開過程を見つつ、世論形成が行われる。次の選挙では、いろいろの綱領を掲げる政党が立ち、どの政党が与党になり、どの綱領が国家の政策になるかには、それ以前に形成された世論が大きな役割を果たす。ところで、選挙と選挙の間で世論が形成される過程において、行政組織や政治的アクターの組織、公衆（Publikum）によるその観察、権力の上から下へ、下から上への循環、マス・メディアの活動などが、が影響を与える。

さて、クリストドゥリディスがルーマンのこのような政治イメージを批判するとき標的にしているのは、現にある政治のあり方の個々の描き方の当否ではない。彼が問題にするのは、政治システム論が、〈政治的なるもの〉のポテンシャルをどこまで正当に扱えるかという問題である。<sup>(65)</sup>

彼によれば、政治というものが、もともとは拘束なきものであるにもかかわらず、さまざまな事情で、その可能性が不活性な状態に押しとどめられていると見ている。拘束なき政治とは、差異を標準化する傾向を持つ現存の政治的パターンに対するあらゆる挑戦を含むが、そればかりでなく、新しい境界と闘争を要求し、争いのなかつた領域に新たに権利主張を向けたりする政治を含む。つまり、紛争のダブル・コンティンジェンシーを隠蔽しない政治に他ならない。

このような政治の拘束のなさを理論的に捉えるために、彼はそれを政治の再帰性と呼ぶ。彼によれば、再帰性には2つの柱がある。1つは、可能なる政治的意味のコンティンジェンシー——つまり固定した意味を覆すことができるということ——であり、もう1つは、政治は政治自身を可能にする文脈を自ら設定するという観念である。

## (二) 批判の論点

さて、前述のところから明らかなように、とりあえずルーマンが現代の民主主義的政治のあり方として念頭においているのは、二大政党制を典型とする政党政治である。そして、クリストドゥリデイスの見方では、ルーマンが「政治的なるもの」をこの構図に収まるものにししか認めないので、ルーマンはクリストドゥリデイスのいう再帰性を「政治的なるもの」には認めていないことになる。詳しくは次のとおり。

ルーマンに従えば与党の政策の成功や失敗、野党の政策の魅力のあるなし見込みのあるなしにかかわる言説しか、政治的コミュニケーションとはみなされない。これは、再帰性の第1の柱に反する。そして、しよせん政治とはこのような形でしか行われないとみなすことは、再帰性の第2の柱に反する。ルーマンは、政治の固有价值がコンティンジェンシーであることを見る<sup>(66)</sup>ことができないのである。その結果、ルーマンは、たとえば「新しい社会運動 (New Social Movement)」の意義を適切に評価できない。

さらにクリストドゥリデイスの見たところ、ルーマンのこのような限界は、単にルーマンの政治観を反映しているのみならず、理論内在的な限界である。そこでクリストドゥリデイスは、ルーマン理論のポテンシャルを生かし、ルーマンの政治システム論を超えようと試みる。その試みは、二次の観察 (Beobachtung zweiter Ordnung, second-order-observation)、排除値 (rejection value) という概念にかかわる。<sup>(67)</sup>彼の主張は次のとおり。

### (a) 二次の観察

紛争のコミュニケーション過程においては、紛争が何についての紛争であるかについての当事者間の一応の事実上の了解

——つまり紛争システムの自己観察（後述、三二（二）（3））——が前提になって、過程が進行する。しかし、再帰的政治の考えでは、その自己観察とは別の紛争理解の可能性が、紛争のなかで持ち出される可能性がなくてはならない。紛争の別の理解可能性を観察しうるのは、紛争の自己観察を観察し、それが他のどのような可能性を排除した上で選択されたものであるかを観察する観察、つまり、観察の観察、二次の観察である。<sup>(68)</sup>

二次の観察が「反省」や「批判」の可能性を開くのは見やすいところであるが、ルーマンは一般的には二次の観察が活発化し遍在化することに近代社会の重要な特徴を見ており、また、このことを近代社会のダイナミズムの重要な要因と見ている。

だがクリストドゥリディスの見るところ、ルーマンは、なぜか二次の観察の可能性を政治理論にのみ承認し、政治的なるものへの只中で行われる可能性を許容しない。だから、クリストドゥリディスは、二次の観察の可能性を「政治的なるもの」そのものに認めるべきであると主張する。

#### (b) 排除値

ルーマンが、機能システムの二元コード化を口にするとき下敷きにしているのは、ドイツの哲学者G. ギュンターの操作的弁証法 (operationsfähige Dialektik)、サイバネティクスの論理化である。<sup>(69)</sup>そして、ギュンターによれば、卑しくも主観性 (subjectivity) の名で呼ぶに値するような自律的システムが存立しているならば、そのシステムは、肯定的な値 (positive value) と否定的な値 (negative value) ばかりでなく、少なくとも排除値、できれば反省値 (reflection value) を自由にできなくてはならない。排除値を使えることは一応の独立性の条件であり、反省値を使えることは自己内反省が可能になるための条件である。

ルーマンの体系において、政治システムについては、肯定的な値は「政府」、否定的な値は「野党」である。ところで、排除値とは、肯定的な値と否定的な値の排他的二分法自体を拒否する値である。だから、政治に排除値が導入されれば、「与党」か「野党」か、という問題設定自体を拒否する、別の形の政治的コミュニケーションが可能になるだろう。ところが、クリストドゥリディスの理解では、ルーマンは、政治システムに関しては、排除値がありうることを認めていない。だから、クリストドゥリディスは、それを認めるべきだと主張する。

### (三) ルーマンとトイプナーの間

以上のクリストドゥリディスの政治システム論は、トイプナーにもルーマンにも、直接に対応するものが存在しない、彼のオリジナルである。あえて言えば、〈社会的なるもの〉の本質的コンテインジェンシーを、ルーマンが〈政治的なるもの〉には認めていないと見て、それを説明可能にする概念として、ルーマンの、「二次の観察」・「排除値」を利用した、というところであろう。

こうして、クリストドゥリディスは、①紛争システムについては、ルーマンの理論を受容し、②法システム論、システム間関係論Ⅱシステム分化論に関してはトイプナーに従い、③政治システム論はルーマンを批判的に改作した。すると、ルーマンの立場からは、②については反駁が、③については抗弁が、可能ではないかが問題になる。クリストドゥリディスの理論との優劣については、ルーマン自身の法システム論・政治システム論・システム間関係論の内実をそれとして確認した後を検討することにしよう。

### 三 N. ルーマンの法システム論と政治システム論

#### 1 コミュニケーション・システムのオートポイエシス

##### (一) 社会システムの種類

ルーマンによれば、社会システムは、①その場に居合わせる人々の間でのコミュニケーションよりなる相互行為 (Interaktion)、②成員資格で画された人々の間でのコミュニケーションよりなる組織、③あらゆるコミュニケーションからなる全体社会、の三つの水準に分けることができる。人々の意識は、社会システムの構成要素ではなく、どの社会システムにとっても環境である。法システムと政治システムは、全体社会が機能的に分化して成立する機能サブシステムである。

さて、本稿が直接の対象にするのは、このうち、法システムと政治システム、および両者の関係である。しかし、その前提として、ルーマンにおいて、①コミュニケーションのオートポイエシスがどのようにとらえられているか、②意識システムとコミュニケーション・システムはどのような関係に立つか、を一瞥したい。その際、全体社会と、相互行為の一種である会話システムとを、例として取り上げることにはしたい。この例の選択の理由は、3点挙げることができる。第1の点は、ルーマンが、「全体一部分」という常識的な図式を慎重に排してオートポイエシス関連の諸概念を組み上げていることにかかわる。我々が、常識的な感覚でルーマンのテーゼを読むと、思わぬ誤解をしかねない。だから、比較的に構造の単純な会話や全体社会に即して、ルーマンにおけるオートポイエシス関連の諸概念の理解を得ておくのが望ましい。特に、抽象的テーゼの次元では、トイブナー派のものもルーマンのものも見分けが付きがたいので、両派を比較する本稿においてはこれが特に重要である。

第2に、法的コミュニケーションも政治的コミュニケーションも、相互行為としてなされることなくしては生起しない。<sup>(71)</sup> 第3に、意識システムと会話システムの相互関係が、ルーマンにおいて、システム間関係の原像になっている。<sup>(72)</sup>

## (二) 社会システムのオートポイエシスについての基礎概念

(1) ルーマンによれば、最も単純な、2人の人間の会話も、相互行為という社会システムである。ここに既に、オートポイエシス・システムの特性が、ほぼ出揃っている。ここに意味的現象があるのは確かであろう。注意すべきは、2人の会話の参加者の心の中では、さまざまなことが去来するであろうが、会話には会話の流れがあるので、会話は当事者たちの心の動きとは区別される独自の運命を持つことである。このとき、当事者たちの心の中で去来するものを「主観的意味」といい、会話の中で流通している意味を「客観的意味」というのは無理ではない。

さて、システム論の伝統では、他のものから区別される何らかのまとまりを「システム」と呼ぶ。だから、当事者たちの心の動きを「心理システム」、会話の流れ自体を一つの「社会システム」とみなすのは——ここに既に社会的なるもの<sup>(73)</sup>が成立しているのだから——自然なことであろう。すると、この会話は、2つの心理システムと一つの社会システムが織り成す現象であるということになる。

ところで、会話もある意味で「生き物」と感じられるし、当事者たちとの関連は否定されなにしても、当事者たちの心理からは自律性を持つているように感じられる。だから、会話などの社会システムの存立機構を、オートポイエシスの理論で解明できないかと考えることは、少なくとも作業仮説としては、十分に了解可能であろう。

## (1) オートポイエシスの概念

前述したとおり(一)(二)(三)、オートポイエシスの概念的諸特性のうち、何に重点を置くかについては、論者間でも見解が分かれている。それらのうち、定義的要素になりうるのは、(a)システムの作動が再帰的であること、(b)システムの構成素をシステムが自己産出すること、(c)システムが作動に関しての閉鎖性を獲得していること、(d)システム境界をシステム自身が引くこと、である。このうち、ルーマン自身は、かつて(b)を重視していたが、晩年では、ほぼ、(c)閉鎖性をオートポイエシスの定義的要素と見る立場に固まっている。<sup>(74)</sup>

まず、概念的に、再帰性なければ閉鎖性なしであるから、(c)閉鎖性をオートポイエシスの認定基準とした場合、それとは別に(a)再帰性を取り上げる必要はない。それに対して、作動によって構成されるもの(産物)が、作動そのものとは異なる存在次元に位相空間を作る場合には、(b)構成素の自己産出、(d)境界の自己形成は、独立に取り上げる意味がある。(b)については、この点は当然であろう。(d)については、境界とは構成素の部分集合だからである。

ルーマンはかつて、システムの構成素を「行為」と見る従来の社会システム論の伝統を受け継ぎ、システムの構成素たる「行為」がコミュニケーションのまさにただ中で意味的に構成されることをもって、システムの作動(コミュニケーション)によるシステムの構成素(行為)の産出、としていた。

しかし、コミュニケーションのなかで、つまり人々のやり取りの中で意味的に構成されるのは、「行為」に限られないであろう。すべての社会的リアリティーがその候補になりうる。振り返って見ると、生物領域でのオートポイエシスでは、システムの作動は、物理化学的次元でシステムの構成素を文字通り産出する。だから、作動そのものとその作動の産物は、存在の次

元を異にしている、区別が必要になる。しかるに、人々のコミュニケーションにおいて、その人々にとっての社会的リアリティーが構成される時（自己観察、後述（3））、そのリアリティーは、コミュニケーション自身の内的契機でもあるから、そもそも、作動と産物を明確に区別する必要に乏しい。

したがって、作動と産物の区別を前提にする、(b)システムの構成素をシステムが自己産出することを、社会システムのオートポイエシスの定義的要素とすることにも、あまり意味がない。こうして、晩年のルーマンは、「社会システムはコミュニケーションからなる」という言い方が普通になる。ここでは明らかに、作動と構成素の区別が廃棄されている。(b)は、もはやルーマンにとって、オートポイエシスの定義的要素ではありえない。

また、システムの作動と構成素の区別が利かなくなると、(d)システムの境界をシステム自身が引くことも、作動のあり方から独立した意味をもたなくなる。生物領域でのオートポイエシスでは、構成素の一部がシステムの境界を造ることになっていたので、意味はあった。いまや、ルーマンにおいては、当のシステムとそうでないものの区別は、当のシステムに属すコミュニケーション（作動）とそうでないものが区別されていること、それ自体になっている。そして、この区別の成立は、(c)閉鎖性の成立の前提条件だから、(d)も独立の基準とする必要はない。

こうしてルーマンの到達点では、(c)コミュニケーションの閉じたループがあれば、そこにオートポイエシスとしての社会システムを語っていいことになる。だから、どのような事態が成立したらコミュニケーションが存在すると言えるのが、次の問題である。

## (2) コミュニケーションの概念

コミュニケーションとは、ルーマンによれば、伝達・情報・理解の3契機からなる過程である。<sup>(75)</sup>ルーマンのコミュニケーションの定義は、ずいぶん一方的な天下りの定義のように見える。また、一般的なコミュニケーション論の、「送信者―情報の移動―受信者」の3項モデルを下敷きにしていない点で、無意味なほど抽象的に見える。(ルーマンは、この3項モデルは意識的に排している。)しかし、この定義は、コミュニケーションの帰結が、別のコミュニケーションによつて引き取られていくための、最低限の条件を挙げているものとして理解すれば、それほど奇異なものではなく、むしろ自然なものである。

オートポイエシス論の本来の志からして(一) (二) (1)、社会システムのオートポイエシスを構成する作動は、意識システムの中の主観的意味現象とは区別される限りの、すべての可能なる客観的意味現象を掬い上げることができるほど、形式的に規定されなくてはならない。ルーマンの定義で言うところのコミュニケーションは、次のように考えれば、この条件にちよつと見合っているだろう。

コミュニケーションの当事者の中で、なにもものかの挙動やそこに生じた音声などが、特定の「情報」を提示する、当事者の中の特定の誰かの「伝達行為」として、一応でも事実に分節された(「理解」が成立した)とき、はじめて、コミュニケーションの参加者は、次のコミュニケーションに入ることができる。だから、オートポイエシスの意味で1つの「作動」となる資格がある(少なくとも再帰性の条件は満たしうる。閉鎖性の条件まで満たしているかどうかは、「システム」らしきものを個別的に調査するまでは不明にとどまる)。しかし、物理化学的「作動」との違いにも注意が必要である。ルーマンにおいて、コミュニケーションにおいて、ダブル・コンテンツジェンシーは消滅しないから、パースペクティブ差異は残り続け、そ

の意味で揺らぎを含んだものである。だから、コミュニケーションの過程には意味の過剰があり、後の修正もありうる。以下では特に断らなくても、社会システムの「作動」のこの特殊性は念頭に置かれている。特にこうした事態を強調したいとき、本稿では縮約表現として、「内部に緊張をはらんだ」コミュニケーション、作動、などという表現を使うことにしよう。コミュニケーションはこのように内部に緊張をはらんでいるので、3契機の成立は、一応の事実的なものでしかない。しかし一応でも事実的でも3契機が成立していれば、次のコミュニケーションが可能になる（3契機の事実上の一応の成立に異を唱えたい当事者がいても、そのものが異を唱えたならば、それはむしろ次のコミュニケーションとして以前のコミュニケーションに接続してしまう）。

逆に、コミュニケーションの3契機が成立していないとき、さらにコミュニケーションを続ける意思のある者は、聞き返す、などのことをしなくてはならないだろう。このとき、システムは、滞っており、要するに1つの作動を終えていないのである。「誤解」はここで言う「理解」である。「誤解」には、それを止すという、別のコミュニケーションが接続しうる。相手の発言の趣旨をより詳細に尋ねるということも、一応の「理解」を前提にした、次のコミュニケーションの試みである。

注意しておかなければならないのは、ここにいう「情報」や「理解」は、心理システムの中の主観的出来事とは別のものを指していることである。このことは特に、「理解」に関して重要である。それは、ある人が他の人に対し特定の情報を伝達した場合に、そのコミュニケーションの流れのなかで、コミュニケーション参加者の間で「理解」とみなされる出来事が生じたということである。相手の発言を受けて返答がなされた場合、そこにはそれ以前の相手の発言が「理解」（「誤解」を含む）されたことを暗黙に示している。うなずく、あいづちをうつ、首を傾げるなども、「理解」を示すよい方法である。このように

して「理解」が示されたならば、システムは1つの時を刻む。ある人が、他の人の「理解」がないのに気づいて、同じことを繰り返したとしよう。このとき、会話システムは滞っている、つまり、作動していない。しかし、他の人の「理解」があると気づいてなお同じことを繰り返したならば、この人は、同じことを「念を押す」という新たな伝達行為をなしたのであり、システムはひとつの時を刻んだことになる。

会話は、以上のような意味でオートポイエシス・システムだろうか。ある会話が社会システムとして存続するには、その会話に属するコミュニケーションの結果には、その会話に属すコミュニケーションのみが接続していかなければならない（閉鎖性の条件）。世の中で行われている多様なコミュニケーションのうち、どれがその会話に属すコミュニケーションなのかが決まらなければ、これはナン・センスである。そして実在的システム論の観点からは、どのコミュニケーションが、その会話に属すかを、観察者が外から決定するわけにはいかない。この困難なことを、しかし我々が日常は難なくやってのけている。一般的には我々は、自分が会話しているとき、自分の発話が、当の会話に属すかどうかを示す方法を知っている。また、相手の発言を、自分たちの会話に属するものであるかどうかを判別する方法を持っている。相手の方を向いて話す、はその発話が相手との会話に属することを示す方法である。明示的発話をもって、通りがかりの第三者を呼び止めるのは、次の発話が、その会話システムに属さないことを示す方法である。もちろん、コミュニケーションは内部に緊張をはらんだ過程であるので、別に言ったはずの発話が、その会話システムに属すものと相手から誤認される場合もありうる。その場合は、その人の意図に反して、コミュニケーションの接続が生じてしまったのである。そして、その誤解を正したいならば、その人は、今度は意図的に誤解の修正を求めるコミュニケーションを、それ以前の会話に接続していかななくてはならない。

会話中、一方が他方に自分の発話なり振る舞い、表情なりが、その会話に属すコミュニケーションであることを示すのに失敗したならば、そのとき、その会話システムは滞っている、つまり作動していないわけである。会話システムは、当事者による、その会話システムに属すことの提示を伴いつつ、コミュニケーションがなされる、という条件が満たされている限りで発生し、満たされている限りで存続し、満たされなくなつたときに消滅する。会話システムは、作動に関して閉じているときのみ、存続するのである。

(3) 自己言及(自己観察) / 他者言及(他者観察)、そしてシステムの時間性——ラディカル構成主義の立場

このようにして行われるオートポイエシス・システムの作動をより立ち入って記述するとき、「自己言及」などの概念が必要になる。たとえば、AとBの間で、そばを通りかかった犬が「ポチ」であるかが問題になり、一緒に近くまで行つて「ポチ」だと確認したとしよう。このとき、Aの「あれはポチだね」は、会話の外のものに言及している(他者言及)。Aの発言自体は、そういう「伝達行為」として「理解」され、そのことによつて始めて、会話の中でそういう「発問」として観察され、そういう社会的リアリティーとして構成され、AとBとの会話にとつて、存在する。このとき、Aの発話を「発問」として観察しているのは何者だろうか。Aだろうか、Bだろうか。会話の進行はまさに誰の一存でも決定しつくすことはできない。あえて主語を立てて表現するとすれば、「会話システムが」、観察したと言わざるをえない。では、観察されたものは、何に属するのか。言うまでもなくその「発話」は、その会話システムに属す。だから、その会話システム自身が、その会話システムに属す「発話」を観察し、それに自己言及し、自己構成したと言わざるをえないのである。さて、「あれはポチだね」の発問が、A個人の心の間ではなく、会話の中の発問であるならば、つまり、ポチへの言及が会話がなした他者言及として成立して

いるためには、明らかに、発問が今見た意味で、自己言及されていなくてはならない。こういう意味で、他者言及は自己言及を前提にするのである。ここでは、(システムにとつての) 存在と(システムの) 認識と(システムの) 作動が1つになっている。こうした次元を明るみに出すことが、オートポイエシスの理論やラディカル構成主義の本来の狙いである。この点を、トイブナー派(一・二(二)(三))との対比で強調しておきたい。<sup>(77)</sup>ラディカル構成主義にとつて、社会システムが他者を観察するとは、そのシステムと無関係に存在するなものかを自己の認知枠組みという眼鏡をかけて眺める、というようなことでは決してない。

自己言及の度ごとに、システムは時を刻む。先の発話が自己言及されたとき、次には「見に行こうか」も「どうでもいいことじゃない」も続きうる。もし一緒に見に行つて「やっぱりポチだったね」が会話の中で自己言及されたなら、その次には、そのものが「ポチ」だったことを前提にした会話が続きうる。システムは、1つの時を刻むたびごとに、選択可能なコミュニケーションの地平を開く。その地平からの選択として何かが選択されたとき、また別の可能性の地平が開かれる。

#### (4) システムの自律性

オートポイエシス・システム(自己産出システム?)は、その語感が、他のものと無関係に動くシステムを連想させる。しかし、オートポイエシスは、環境からの影響を受けやすいか受けにくいかという次元とは別のところで規定されているのは、もはや明らかだろう。オートポイエシス・システムが自律的であるとは、自律的に存立しているということである。外部からの影響を特に受けにくいということではない。会話の当事者の一方が会話を仕切っているときも、会話のオートポイエシスは保たれている。

そもそも、オートポイエシスは、どんなにわずかであろうとも自律的存立性を示すものならば、それらに共通するその存立機構を解き明かそうとしていた。だから、極度に他律的な人物の意識システムも、オートポイエシス・システムである。考えでもみよう。オートポイエシス・システムの典型であるニューロン・システムが外部のものと影響関係に立たないならば、それはそれと密接に結びついていて有機体の死によって、早々に消滅してしまうだろう。

#### (5) 意識システムと会話システムの構造的カップリング、アナログ/デジタル

実際に会話がどのように展開するかには、当事者の意識システムのあり方が大きく影響するのは当然である。そして、どの当事者の意識システムが会話の進行に影響を与えようとも、会話が続く限り、既に見た意味でのオートポイエシスが破られることはないのは明らかであろう。実際、オートポイエシス論は、意識システムと会話システムの影響関係を説明する概念を持つている。それが、構造的カップリングの概念である。

伝統的には、外界からのシステムへの影響はインプットの影響で、環境への影響はアウトプットの影響で捉えられた。構造的カップリングの概念は、周知のように、インプット・アウトプットという概念を否定する。しかしそれは、オートポイエシス概念をとったことによる、いやいやながらの選択ではない。むしろ、これらの概念を否定するのは、意識システムと社会システムの関係を自然な形で説明するためである。

それを当事者の意識システムから会話システムへのインプットがある、というのは、比喩な表現としてはともかく、理論的には言葉どおりに受け取ることはできない。また、意識システムと社会システムの間には作動上のつながりがあるということも、同様である。言葉どおりに受け取るならば、当事者の意識内容がそのまま会話空間に現前するということになる。

逆に、会話システムで生じた意味がそのまま意識システムに流入すれば、あるいは、そのようになっていると感じられるだけでも、当事者にとっては日常生活が困難になるほどに過酷な事態であることは、よく知られている。

こうして構造的カップリングの理論は、もつと自然な、意識システムと社会システムの関係の説明を目指す。眼目になるのは、既に何度も触れた、社会システムも、意識システムも、それぞれの時を刻んでいるということである。システムが時を刻むことを、ルーマンは、それが「アナログ」的な時間の中で「デジタル」的に情報処理を行っていることだ、と表現する。複数のシステムがおのおのデジタル的に情報処理を行っているとき、それらのシステムの間「同期化（シンクロ）」を観念することができる。<sup>(78)</sup>ルーマンは言う。

「構造的カップリングは、おそらく、神経物理的システムと意識的システムとコミュニケーション的システムの作動の時間性を必要としよう。オートポイエシス・システムのこの時間的組み立てをば、我々は、それらの構造的カップリングに眼をやるときはいつも、もつと厳格に観念しなくてはならない。というのは、おのおのシステムにとって世界は同時に現実存在するのだが、脳、意識システム、コミュニケーション・システムは、互いに異なった出来事系列をなし、こうしてまた、異なった出来事消滅をなすからである。意識システムには緊張として現れるものは、神経システムにおいてはインパルスの系列として組み上げられる。意思決定と感情の体験の場合も、そのような時間差異がある。それに対応して、意識はいつも既に、コミュニケーションが出来事を生み出しているとき、同時に活動していたはずである。意識は、脳の中で既に生起してしまったものを、決断や感情や洞察として、解釈していると言えよう。コミュニケーションが実現し、そのことよってコミュニケーション

ンは意識のなかに、そこで既に決定されたものを確定する。この本来的事後性は、構造的カップリングの中ではそれ自体としては注目されないままに止まる。この事後性は、同時性として読み取られる。その事後性が、いわば、認知的作動に依存しないで現実存在するリアリティーの想定に翻訳される。こうして、時間をそれぞれの固有のオートポイエシスの要請にしたがつて同期化（シンクロ）する必要があるが、認知に依存せずあるがままにあるところの世界の創発を説明する。こうしてシステムは、時間関係をリアリティーに換算するが、こうすることで具体的に特定の意味形式を先取りすることはないのである。<sup>(79)</sup>

ルーマンがここで言っていることは、ごく日常的な感覚に沿ったことである。意識システム（人）が、会話に参加するには、自らを会話システムのリズムにシンクロさせなくてはならない。逆に、ゆっくり考えたがつている人に会話に加わってほしいならば、会話システム（の参加者たち）は、その人の思考のリズムにシンクロしてペースを下げなくてはならない。逆に退屈して上の空になっている人を会話に巻き込むためには、会話はペースをあげなくてはならない。

シンクロが起きているとき、つまりある人が自分の思考を会話の場に言葉として表現したとき、その思考と言葉は同様の「意味」的成り立ちを持つので、その限りで、意識システムと会話システムの間には、両方のシステムにとってのリアルな関係がある。だが、そのリアルな関係が何かとして、意味を持つとき、既に意識システムと社会システムは、離れてしまっている。先の例で言えば、Aの発話が、「発問」として意味を持つとき、それは、Aの手を離れ、AとBとの間の事柄になったからこそ、「発問」としての意味を持ったのである。また、そのときAの心は、会話から見て独立の動きをはじめ、自分の発話が、会話の中でどういう意味を持ったかを「解釈」しはじめている。

こうして、オートポイエシス論は、時折シンクロするとき以外は、意識システムと社会システムの間に、リアルな影響関係を認めない。だが、これをもって、人間の意識が社会に影響を与えることを認めたがらない、人間の主体性に端から否定的な理論だと言うのは違うだろう。会話の進行にびったり張り付いていないからこそ、人の意識は、むしろ自由でありうる。<sup>(80)</sup>

どのような会話が実際になされるかは、関係の意識システムの中の意味的な具体的配置と、会話システムのなかの具体的意味的な配置、そして、それらのシステムのリズムによって制約される。どの意識システムも会話にシンクロしていかなければ、会話システムは進行しない。また、シンクロしていても、意識システムの思考の流れで思いつくこともできなかった発言はなされないし、会話の流れにそわないものは、有効な発言とならない。

この世でリアルに生じうるのは、関係システムがシンクロし、かつ、そのシンクロのときに関係システムの可能性の地平のなかで、共通に可能であったもののどれかなのである。

だから、意識システムと社会システムのリアルな影響関係を構造的カップリングとして観察することは、特殊な効果を持つ観察方法を採用することを意味する。実現される会話は、会話システムの可能性の地平から見ても、関係する意識システムの可能性の地平から見ても、そのごく一部に過ぎない。しかし、実現された会話は、会話システムと意識システムがおのおの備えているシンクロしていくための仕組みと、シンクロのとき相手のシステムが持っている特定の意味的構造にお互い媒介されて始めて成り立つ。だから、構造的カップリングの具体的成立条件を観察することは、この世に実現したものが、どれほどの可能性を排除して成立した貧しいものであるか、しかしそれと同時に、その貧しきものがどれほど多くの事情に媒介されて始めて成立しえたありがたい (Umwahrscheinlichkeit) ものか、をともに観察することなのである。

(6) 相互行為と全体社会、コミュニケーションの波動

ルーマンにおいて、コミュニケーションの過程とは、結果だけ見れば……—伝達—情報—理解—伝達—情報—理解—……、という過程だから、情報の流れとも観察できる。ここで、このコミュニケーション概念が、発信者—情報の移動—受信者という、一般的なコミュニケーション理論の3項モデルを意識的に排除し、あえて抽象的に規定されていることに着目すると、相互行為をより広い文脈のなかに位置づけることができる。

ある会話で、Aがなにか世間のことが話題にし、それをきっかけに、別のことが話題になったが、当事者の一人Bが、その世間のことを後に思い出して、その会話の場になかった別の人Cに話した、そしてまた以下同様、という場合を考えてみよう。いわゆる口コミ、噂の現象である。さて、コミュニケーション過程としての社会システムというルーマンの見方からすると、ここには、会話とは別の社会システムが作動していることになる。この場合も、コミュニケーションの再帰的接続があるので社会システムが作動している。このコミュニケーションは、相互行為の範囲も、組織の範囲も超えて続いていくので、あらゆる可能なコミュニケーションからなる、全体社会が作動しているとき、AとBとの会話は中断しているのではない。

この世間の話題は、AとBの間で交わされたからには、2人にとっては何ほどか濃い情報価値をもっていただろう。しかし、全体社会レベルだけのコミュニケーションを取り出して見ると、そこで流れている情報は、単に世間にそういうことがあるというだけのことになる。

この例を伝達行為を基準に見て見ると、誰かがその話をAにしたのが、伝達行為1、AがBにその話をしたのが伝達行為2、

BがCにその話をしたのが伝達行為3である。AとBの会話の中では、伝達行為のやり取りは、もっと短いスパンでなされているはずである。

こうして、AとBとの会話と全体社会では、コミュニケーションのテンポも情報の濃度も異なる。そして、どのような個別の会話も、全体社会的な前後の脈絡を持っているのであるから、この例は決して特殊なものではない。だからルーマンは次のように言うのである。

「コミュニケーションが成立する場合には常に、全体社会が形成されている。逆に、コミュニケーションは孤立した出来事としては生じえない。それは他のコミュニケーションを回顧し先取りすることを通してのみ、すなわち全体社会のなかでのみ、生じうるのである。」<sup>(81)</sup>

こうして、ルーマンにとっては、我々の世界的社会的リアリティーは、一般に、テンポも情報の濃度も異なるコミュニケーション・システムが同時に作動することによって、構成されるのである。このように、コミュニケーションには流れとリズムが観念できるので、今後は「コミュニケーションの波動」という表現を用いることにする。

こうなると、ルーマンにおけるシステム間関係の捉え方がトイプナー派とはずいぶん異なることが予想される。ルーマンにおける、システム分化観を的確に評価するためには、もう少し複雑な状況を念頭においてみた方がよい。

### (7) システムの分出—新位相生成モデル

一般に、さまざまな言動は多元的な意味を持ちうる。3人が会話しているところで、その意味の多元性を利用して、2人がもう1人に気づかれないように、隠微に皮肉の言い合いを始めた、という場面を考えて見よう。この場合は、3人の会話も、2人の皮肉の言い合いも、同時に生じていて同時に進行しているが、これまでの検討を踏まえれば、それぞれ、オートポイエシス・システムとして記述可能なのは明らかであろう。この場合に、3人の会話システムから、2人の皮肉システムが「分出 (Ausdifferenzierung)」したと言う。振り返って見れば、(6) で取り上げた2人の会話システムが、そもそも、全体社会から分出して成立したと言えよう。

この分出によって、会話システムが2人対1人に分割されたのではない。3人システムと、2人システムが同時に存在している。だから、システムが分化するとは、トイプナーの考え(一)(二)(三)とは異なって、ケーキを分けるようにには表象できないのである(平面分割モデルの否定)。むしろ、平面分割モデルではなく、システムが分化するとは、新しいコミュニケーションの流れの層が形成されるということなのである(本稿では、「新位相生成モデル」と言うことにしよう)。

さて、皮肉システムのなかで行われる一回ごとの発言は、3人会話システムの発言でもあるから、その発言がなされているとき、皮肉システムと3人会話システムがシンクロしている、つまり、構造的カップリングしている。ところでこのように、複数の社会システムが同時に作動していて、かつ、そのときそれらの社会システムとともに関与している意識システムが存在しているとき、この事態は、視点の取り方によって、2通りに記述できる。意識システムに視点を置けば、社会システムは「オーバーラップ」している。社会システムに視点を置けば、社会システム同士は「接触」している。

## (8) 社会システムのオーバーラップ

意識システムに視点を置けば、複数の社会システムがオーバーラップしている。たとえば、このとき、2人皮肉システムと3人会話システムは、同時にオーバーラップして存在している。しかし、この重なりは、要素の重なりや共有ではないことに注意しよう。2人システムと3人システムでは、会話のスパンが異なり、構成される「行為」も異なる(例えばある発話が、一方では「なごやかな挨拶」として、他方では「痛烈な皮肉」として、構成される)。だから、このような事態は、意識システムには、複数の情報の流れが折り重なっている「ざわめき (Rauschen)」<sup>(82)</sup>として経験される。

## (9) 社会システムの接触

しかし、この事態は、社会システム自身に擬人的な視点を置けば、シンクロの出来事を、3人会話は、和やかな会話のひとまと受け取り、2人会話は、皮肉と受け取っているだけなので、重なりはない。単に、シンクロの出来事において接触しているだけである。

ルーマン自身は、社会システム自体を記述する態度を取るときが多いので、「オーバーラップ」語法を取らずに「接触」語法をとることが多い。しかし、本稿においては、「オーバーラップ」語法を多用することになるだろう。というのは、「はじめに」で取り上げたような、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の相互浸透とは、それらのおのおのの接点において、それらに参与している意識にとつて、それらがオーバーラップしているがゆえに、境界がぼやけていたり、パスベクティブが混交したりしたものと経験され、意識的にシンクロさせてよいかを迷っている事態に他ならないからである。

こうして、ルーマンによれば、社会的リアリティーとは、複数の社会システムが平行して同時に進行しつつ、時折シンクロ

してリアルな影響関係を結び、しかし常に、遅延を含みつつその影響をおのおのの時間性の中で意味づけ、また、シンクロし、という過程である。

ところで、先ほど噂の伝播の例を挙げたが、分出という表現を使えば、これは次のように表現できる。局所的に生成消滅する会話システムに担われて、その噂システムが全体社会水準で分出した。もちろん、その噂システムの存続期間は、噂が始まり終わるときまでである。ところで、噂システムのように相互行為に担われて全体社会水準で分出するが、もつと永続的で、全体社会にとって不可欠な機能を果たすシステムが分出する可能性は否定できないだろう。このようなシステムが複数分出すれば、それらの実態をなす複数のコミュニケーションの流れは全体社会水準で広がってゆくから、いたるところでオーバーラップすることになるだろう。ルーマンに言わせれば、法システムや政治システムは、そのような特殊なシステムなのである。

## 2 法システム

### (一) 〈法的なるもの〉と法システム、実在的システム概念

他の社会的空間とは区別される法的空間なるものがある。これは、我々が近代社会においてもつ基本的な直感であろう。この直感の意味するところを、オートポイエシスの観点から、記述していこうとするならば、〈法的なるもの〉の少なくとも重要な一部を構成する、コミュニケーションの再帰的に閉じた流れを発見しなくてはならない。そのコミュニケーションの流れが、「法システム」と名づけられるだろう。

こうして発見されるべきコミュニケーションの流れは、〈法的なるもの〉のすべてを覆う必要はない。分析的システム論で

はないからである。分析的システム論ならば、どのような「法システム」の概念が構成されるべきかについては、対象のよりよい理解という目的合理的な観点から決定される。だから、分析的システム論の立場に立つ論者の「法システム」論は、それが「法的なるもの」の本質定義をしようという意図を背景に持つっていると疑われてもしかたがない。

実在的システム論では事情が異なる。どのようなシステムが存在するかは、探求の前にわかっていることでも決められるべきことでもない。それはリアリティーの問題である。だから、「法的なるもの」は、それに一つの社会システムが対応しているような統一体かどうかすら、事前に想定できることではない。むしろ、「法的なるもの」に対応するのは、複数のシステムの錯綜それ自体なのかもしれない。だから、「法的なるもの」の重要な一部をなすようなコミュニケーションの再帰的に閉じた流れさえ発見できれば、出発点としては十分なのである。

ルーマンは、そのようなコミュニケーションとして、「法／不法についてのコミュニケーション」を見出した。

## (二) 閉鎖性

ルーマンの場合に法的コミュニケーションとして典型的に念頭に置かれるのは、市民生活の現場での法使用である。<sup>(83)</sup> 特定の権利・義務・権限などの状態や、なんらかの事実が成立しているとしよう。このような状態も、一般の人々や法律家、司法機関などのコミュニケーションの結果であるから、法システムの自己記述である。それを前提に、Aなる者が「私は・・・の権利を持つ」と主張したとしよう。<sup>(84)</sup>

もし、その主張が法的に妥当（法）ということになれば、「Aは・・・の権利を持つ」ということが新しい権利・義務などの状態として確定し、その後の法的コミュニケーションの前提になる。その主張が「法的に妥当でない（不法）」ということに

なれば、法的にはいかなる変化ももたらさない。この意味で「法」は、「真理」が引用解除 (disquotation) の機能を持つのに似ている。<sup>(87)</sup> この場合、Aなる者が、自己の主張や行動に「法的に妥当(法)」という要求を結びつけている限り、それは、少なくとも潜在的には「法/不法」を決定的な主題とするコミュニケーション、すなわち、法的コミュニケーションである。<sup>(88)</sup>

そのAの主張が、法的に妥当でない(不法)と主張するものが現実にも現れたとすれば、場合によっては、訴訟にもいたるだろう。そして、法/不法を決する基準として当事者、そして裁判官が参照するのが法規範、ルーマンの用語では、法的プログラムである。法規範に準拠することで当事者の紛争が解決すれば、あるいは、訴訟で判決が下され判決が確定すれば、法的状態が確定し、その法的状態に、あらたな法的コミュニケーションが接続しうる。<sup>(87)</sup>

ここには、…… — 法的コミュニケーション — 法的状態 — 法的コミュニケーション — 法的状態 — 法的コミュニケーション……という、法的コミュニケーションの再帰的連続がある。もつとも、この流れのなかの法的コミュニケーションの途中で、前の段落のように法的議論、訴訟という小ループ<sup>(89)</sup>が生じることがあり、当事者たちがこのような小ループに相当自由にまわることが可能な仕組みのあることが、近代社会の特徴でもあり、達成でもある。だが、長い目で見れば法的コミュニケーションの再帰的接続を観察することはできる。

このコミュニケーションの流れが、オートポイエシスに値するならば、再帰的に閉じていなければならない。つまり、法的コミュニケーションの帰結に接続しているのは、法的コミュニケーションだけでなくではない。

事実として、成立している法的状態に対して、道徳的観点から批判するコミュニケーションをすることは可能であろう。その法批判が実を結び法改正に結びつくこともあるかもしれない。あるいは、法学部入学者が、増えたり減ったりするかもしれ

ない。だが、それは、全体社会の水準でのコミュニケーションの波及といふべきだろう。<sup>(90)</sup> 通常は、そのようなコミュニケーションが行われている一方で、成立した法状態を前提にした法的コミュニケーション、さらにその帰結を前提にした法的コミュニケーションと、法的コミュニケーションが積み重ねられていくであろう。ここには、(伝達行為と理解に媒介されて) 法的「情報」という薄い情報(どのような順番で法的権利・義務が生成・変動・消滅したか)<sup>(91)</sup> のみが流れていく、コミュニケーションの流れが観察される。この流れにおいては、法的コミュニケーションには法的コミュニケーションのみが接続しているわけである。

ところで個々の法的コミュニケーションは、当事者同士の法をめぐる相互行為においてしか発生しないのは明らかだろう。ただ、前述の薄いコミュニケーションの流れが成立したことを以って、法システムの出と入といっているのである(新位相生成モデル)。そしてこのとき、法的コミュニケーションの流れが刻む時のリズムは、相互行為のときのリズムより一般にはゆったりしているだろう。

結局のところ、法システムの閉鎖性は、人々が、自分たちは実生活の世界における法状態を共通に持っているということ为前提にされており、かつ、その法状態について法的帰結を生むコミュニケーションと産まないコミュニケーションとの区別を現実におこなっているかどうか、に依存する。実際、ひとつひとつが、自分の国の〇〇町一丁目の所有権についての法的主張と、どこかネーバールランドにおける〇〇町一丁目の所有権についての法的主張を区別しなくなるとき、法システムは消滅するはずである。

### (三) 法システムの機能と中心／周縁—構造

#### (1) 機能

さて、ルーマンにおいて、〈法的なるもの〉の少なくとも重要な一部を構成する以上のようなコミュニケーションの流れがことのほか重視されるのには理由がある。彼の見方では、このコミュニケーションの流れは、全体社会 (Gesellschaft) の機能的部分システムだからである。

全体社会の機能システムであるとは、機能的に分化した全体社会の、存立に必要な機能の一つに、特化した部分システムだということである。つまり、法システムの機能は一つだけであり、しかも、その一つの機能は、社会の他のところでは果たされない、ということである。

しかし、一般的な理解では、むしろ、法システムはさまざまな機能を果たしており、そのことを的確に認識することが現代社会では益々、重要になっているとされている。<sup>(92)</sup> このような一般的理解に照らすと、ルーマンの見解は、きわめて偏狭に写る。彼の、この一見したところ奇異な主張の趣旨を、確認しておこう。

ルーマンは、法システムの機能を、「規範的予期が時間的・内容的・社会的に一般化される過程の規制を通じて、規範的予期を安定化させること」(Stabilisierung normativer Erwartungen durch Regierung ihrer zeitlichen, sachlichen und sozialen Generalisierung)<sup>(94)</sup> だと言う。ルーマンの体系では、時間的・内容的・社会的に一般化された規範的予期が、全体社会の「構造」としての「法」である。だから、全体社会の機能的サブシステムとしての「法システム」の機能は、全体社会の構造たる「法」の生成過程を規制することで「法」を安定化させることだ、と位置づけられていることになる。この定義のなかに既に

ルーマン独自の概念が用いられているので、まず「法」から、この点を少し確認しておこう。<sup>(95)</sup>

ルーマンは人々が現に事実なしている予期を、規範的予期と認知的予期に分類する。この分類は、予期はずれの事態に遭遇したときの態度の違いを、基準にしている。認知的予期とは、出来た事実に合わせて予期の内容を変更する予期である。通常の場合、転勤先の降雨率が事前の予期と異なった場合、降雨率の想定を変更して、必要ならば装備に変更を加えるだろう。これに対して、規範的予期とは、予期はずれの事態が出来しても変更されない予期である。「人は一般に契約を守るはずだ」という予期を、一度くらの予期はずれがあっただけで変更する人はあまりいない。

規範的予期は、時間を通じて変更されないという意味で、時間的に一般化されているとも言われる。ところで、規範的予期は、社会的にも一般化されているときには、人間の生活にとって大きな意味を持つ。社会的に一般化しているとは、それが社会一般にもたれている予期になっているということである。「契約は守られる」という予期は、この意味で社会的に一般化されているので、契約破りがあつた場合でも、外れるような予期をした人の方に非難が向けられることはない。内容的に一般化されているとは、内容上、特定の事態にだけ対応するのではなく、多数の事態に対応しうる一般性をもっているということである。内容的に一般化されている予期が、社会的にも時間的にも一般化されているとき、多くの事態に関して、人は、自分の予期を変更せずとも社会一般の是認を得られる、と期待できる。

こうした、社会的・時間的・内容的に一般化された規範的予期が安定化しているとき、ルーマンによれば、「人は、個人的ないし相互行為的な信頼保障の仕組みが十分ではない、複雑な全体社会 (Gesellschaft) において、生きていくことができる」<sup>(96)</sup>ことが重要である。

さて、ここまでは、彼がオートポイエシス論への転回以前から有していた持論の再説に過ぎない。内容的・時間的・社会的に一般化された予期、すなわち、全体社会の「構造」の機能が問われているにすぎないのである。<sup>(97)</sup>未だ法システムの機能には触れられていない。

「法システム」の機能は、「規範的予期が・・・一般化される過程の規制を通じて、規範的予期を安定化させること」とされてきた。つまり、法システムの機能は、「法」の生成・安定化にかかわるのである。この定義の立体性を理解するには、前述の、法システムのオートポイエシスが、中心と周縁、ミクロ次元とマクロ次元にまたがる、ダイナミックなプロセスであることに注目しなければならない。ルーマンによれば、法システムの中心は裁判所、周縁は一般私人や公共機関の、現場での法使用である。

## (2) 中心と周縁

「法」は、日常生活世界の構造として役に立つ。法的諸制度が直接に用いられなくても、その存在が背景として前提されることだけで、市民生活の一定の組織化に法が寄与することは見落とされてはなるまい。しかし、人々が自己利害・利他心・公共精神など、どのような動機に基づくにせよ、何らかの法的制度をしばしば用いるのも事実である。何らかの形で法的制度が用いられているとき、ルーマンの用語では、法的コミュニケーションが行われている。そして、法的コミュニケーションが行われるということが、ルーマンの理論においては、法システムが作動するということに他ならない。<sup>(98)</sup>結局、法システムの作動とは、国家の活動や市民生活の組織化をめざす人々の活動によって成り立つ事態である。

法システムが作動しているとき、つまり、法的コミュニケーションが行われているとき、常にコンフリクトの可能性が存在

する(一)(二)(三)(b)パースペクティブ差異の潜在的偏在性)。法的コンフリクトが生じているとき、どのような法的に有意な類型的事態が存在しているか、その類型的事態の存在を根拠に誰のどのような行いが法的に正統なものとして、期待できるのかについて、理解の争いが生じている。両立しない複数の法的期待が一個の空間を争うのである。当事者同士が、話し合いその他によって、自発的ないし否応なしに、合意に達する場合もあろう。この場合、マクロな次元で存在している法規範が、ミクロな次元で参照されることにより再生産され具体化されたのである。<sup>(99)</sup> 当事者同士の間では決着がつかない場合もあろう。そうした場合通常は裁判所に提訴する機会が与えられている。裁判所は、司法拒否の禁止の原則に則り、何らかの決定を下す。この場合ルーマンにとって本質的なのは、両立しない複数の法的期待のうちの一つが「法」として選択されるということである。以前は同一類型と見なされていた事態を細分化するのが自然になるかもしれないし、その新下位類型に対し同一の裁決を下すことが不自然なるかもしれない。別類型とされていたものが同一類型に感じられるようになるかもしれない。科学技術の「進歩」、文化変動その他によって、新たな「類型」が生じるかもしれない。これらのどの場合でも、どのような諸事例がどのような類型に括られるべきか、さらに、その類型にどのような期待が結びつけられるべきかについて、争いが生じうる。このような事件が提起されたならば、裁判所は、立法・判例・学説・法理論・慣習などを参照しながら、どのような類型にどのような予期が法的には結びつけられるのかを、決定しなければならぬ。この場合裁判所が定式化するのは、直接には裁決法規範であろうが、重要なのは、現場で法を使用している人から見ればそれは行為規範が選択されたことをも意味することである。訴訟当事者は、好むと好まざるとにかかわらず通常は、この行為規範を受容(ルーマンの用語では「学習」)するだろう。さらに重要なのは、このミクロの出来事を契機として、裁判所で選択された「法」の全体社会レベルでの伝播という、マクロな

現象が成立する可能性が存在することである。裁判所での選択をある人が知った場合、その人が（裁判所の背後で国家権力が担保している物理力の行使の可能性や裁判所に対する人々の信頼など根拠は多様であり得るが）世間の人々が裁判所の選択した「法」を受け入れ以後それを前提にして行動の決定をするだろうと予期するならば、この予期は、その人にとつても、好むと好まざるとにかかわらず、その裁判所の選択した「法」を行動前提として受け入れる根拠になる。このような事態が社会の各人について生じうるので、幾つかの好都合な条件に恵まれれば、裁判所の選択は社会全体に伝播するチャンスを持つ。<sup>(10)</sup>

### (3) 全体社会の機能的サブシステム

結局のところ、法システムは、法的コミュニケーションの波動が中心と周縁を行きつ戻りつすることで、結果的にダイナミックスに「法」を生成・再生産しているのである。同じことを別の角度から言えば、まさに法システムのオートポイエシスは、「規範的予期が・・・一般化される過程の規制を通じて、規範的予期を安定化させる」ということになる。そして、この場合「安定化」とは、決して所与のものを安定化するということばかりでなく、新しい規範投射を「法」として取り込み安定化させるという側面もある。だからこそルーマンは、法システムを、取り込むものと取り込まないものを選択を規制するという意味で、「免疫システム」に擬えるのである。<sup>(11)</sup> こうして、ルーマンの意味での法システムが、ルーマンが法システムの機能というものを、少なくとも一つの機能として持つことは理解できる。しかしそれにしても、なぜそれが、法システムの唯一の、そして、社会の他のどこでも果たされることのない、機能だということになるのだろうか。

眼目は、法システムのオートポイエシスに属する法的コミュニケーションは、先述のように、薄い法的情報を担うコミュニケーションの流れに過ぎないということである。だから、ルーマンの言う法的コミュニケーションは、我々が法的なるもの

と考えるものより、ある意味で広く、ある意味で狭い。

ルーマンと比較するために、現代の代表的な分析法理学者J. ラズ (J. Raz) の所説を引いておこう。彼は、法の社会的機能を直接的なものと間接的なものに分け、さらに直接的な機能を一次的なものとして二次的なものに分けて説明している。すなわち、一次的機能には、人々の行動を妨げたり促進したりすること、私的取り決めに便宜を提供すること、サービスを提供し財を再分配すること、未規制の紛争を解決すること、が含まれる。また、二次的機能には、法を変更するための手続きであること、法を強制するための手続きであること、が含まれる。<sup>(12)</sup> ルーマンの枠組みでは次のように評価されることになるだろう。

「人々の行動を妨げたり促進したりすること」・「私的取り決めに便宜を提供すること」は、主として全体社会の構造としての「法」あるいはその部分たる法規範群に帰せられる機能であつて、「法システム」そのものの機能ではない。「サービスを提供し財を再分配すること」は現実には行政機構によつて担われる。市民と行政の間、あるいは行政機構内部の、権利・義務・権限に関するコミュニケーションのみが、ルーマンの意味での法システムの流れの一部をなす。他方、関連する行政・市民の活動のうち、権力を持つ、持たないにかかわるコミュニケーションは、政治的コミュニケーションの流れの一部をなす(後述)。つまり、ここでは法的コミュニケーションの流れの一部と政治的コミュニケーションの流れの一部が同時に生起している——構造的カップリング(後述(四))——。だから、「サービスを提供し財を再配分する」ことは、法システムにも政治システムにも排他的に帰すことができず、両者が特定のところで特定の仕方でも構造的カップリングしていること、そのこと自体に帰せられる機能である。他の法の機能についても同様に考えていくことができるだろう。

こうして、「法」の機能を省き、法システムの特定の一部に帰せられる機能を省き、他のシステムとの構造的カップリング

そのものに帰せられる機能を省きして、「法システムの作動」そのもの、法がどのように作動しようとも、作動していればその限りで果たす機能としては、ルーマンの目には、「規範的予期が・・・一般化される過程の規制を通じて、規範的予期を安定化させる」ことしか残らぬように見えるのである。

では、このような法システムの機能は、社会の他のところでは、果たされないのか。ここでの眼目は、法システムが全体社会の機能システムと位置づけられているところにある。局所的に（たとえば家庭内で地域で職場で）通用する、規範的予期の一般化されたものというものがありうる。他方、ルーマンのいう法システムは、近代社会にあつてはすべてのひとが関与するシステムになっているので（包摂 Inclusion）、<sup>(10)</sup> 規範的予期が一般化される過程を規制して、全体社会のレベルで通用する一般化された予期を生成・安定化させる。そして、そうした予期を生成・安定化させるものとしては、彼の意味での法システムに代わりうるものを想像するのは困難なように思われる。

こうして、ルーマンの考えでは、法的なるもののうち、法システムは、唯一それだけが、「全体社会のレベルで人々が生きうること」Ⅱ「全体社会のレベルでコミュニケーションが行われること」Ⅲ「全体社会が存立すること」それ自体に、直接に、それが作動する限りでその範囲で、寄与しうる点で、社会の全体的分析上、重要な位置を占めることになるのである。

#### (四) クリストドゥリディス反駁

以上、ルーマンが、何を法システムと言っているか、なぜそれをオートポイエシスとみなしうると考えるのか、法的なるものの中のうち、なぜそれが重視されるのかについて、確認してきた。このことを踏まえれば、ルーマンの立場からは、タイプナーⅡクリストドゥリディスに対して次のように反駁されることになろう。

トイプナーIIクリストドゥリデイスの場合、法システムとして具体的に念頭に置かれているのは事実上、裁判所の活動に過ぎなかった。このように法システムが狭く捉えられるとき、3つのことが見落とされる。

### (1) ダイナミズム

まず、中心（裁判所）／周縁（現場）の間で法的コミュニケーションの波動が行き来することによって、法システムのオートポイエシスを通じて、「法」がダイナミックに生成・再生産されていることが見落とされる。

### (2) システム間関係

〈政治的なるもの〉と法システムとの関係について、トイプナーIIクリストドゥリデイスは、司法システムが、その外に端的にある〈政治的なるもの〉を観察するという関係であった。だが、ルーマンによれば、法使用あるところ法システムありであるから、法システムと〈政治的なるもの〉は、いたるところでリアルに接触している。クリストドゥリデイスのあげている、政治的言論／扇動の例では、こうなる。発言者が、政治的発言（まさに政治システムの作動）の手段として合法的に活動しており法使用している限りでは、法システムと政治システムはスムーズに構造的カップリングしている。それが、扇動にあたりと他者によって意味づけされることがあるかもしれない。そのときも、告発、逮捕、捜査、起訴など、法システムが時を刻むたびごとに、その一つ一つの作動は、そのときどきの当事者や支持者たちによる政治的コミュニケーションへの対応としてなされているのであるから、そのたびごとに法システムと政治システムのリアルな接触が起きている。ただ、リアルな接触があるや、その接触到法システムは意味づけを始める。当事者や当事者の支持者や批判者は、別の意義付けを始める。このような時、法システムと政治システムが疎遠に見えるのは、トイプナーIIクリストドゥリデイスが言うように、〈政治的なるもの〉

が法システムの端的な外部にあるからではない。リアルな接触が頻繁にあるにもかかわらず、両システムでのその後の意味づけが、相反的・反発的だからである。「観察するシステムについてのポスト存在論的な理論の視点からは、独自の対象が外のそこにあるのではない」(ルーマン)<sup>(10)</sup>。

### (3) 多様な接点

たしかに、このように見ても、クリストドゥリディスが言うような、〈政治的なるもの〉の複雑さが法システムの内容に反映しないという可能性がなくなるわけではない。ただ、彼らの見方では、前記のようにルーマンの場合なら視野に入ってくるはずの、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の多様な接点が見落とされてしまう。

政治システムに関しても平行的に論じることのできる点が多いが、政治システムの特殊性もあるので、節を改めて、ルーマンの所説を聞こう。

## 3 政治システム

### (一) 機能システムとしての分出

クリストドゥリディスは、ルーマンの政治システムを〈政治的なるもの〉の捉え方が狭いとして批判していた。この批判が得られているか検討するためには、ここでも、政治システムの閉鎖性、政治システムの機能などについて、ルーマンの所説を見ておく必要がある。

(a) コミュニケーション・メディアとしての権力<sup>(105)</sup>

ルーマンの理解では、政治システムが全体社会の機能システムとして分出する機構については、コミュニケーション・メディアとしての権力が、重要な役割を果たす。

ルーマンは、権力を権力保持者の持つ力とみる一般的な考えを拒否し、一種のシンボリックに一般化されたコミュニケーション・メディアと捉えることを提唱する。

一般に、人はさまざまな行為可能性のなかから特定の行為を選択する。この選択状況において、選択の前提として、他人の行為や決定を受容する、ということがある。他の人の指図を聞くというのが、その最も簡単な例である。もちろん、指図が現実に聞き入れられるかどうかはわからないし、拒否されることもあるだろう。しかし、指図が聞き入れられる蓋然性を期待できる状況が、現に時には存在する。そのような状況で、指図が行われたとき、指図した人が「権力」を行使したというのは、無理な用語法ではあるまい。このような、他人の決定を自分行為前提として受け入れるということが蓋然的に生じる機構を説明するのが、権力論の1つの課題である。

権力現象の説明は、権力保持者が実体的に持つ「力」という権力観を前提にするならば、容易い。その力が発現した、というだけのことである。しかし、ルーマンは、このような説明では重要な多くのことが見落とされるとして、別の説明を試みる。その別の試みは、権力現象を多くの事情に媒介されて存立するものと見ることになるので、その分、複雑になる。ルーマンの、コミュニケーション・メディアとしての権力の捉え方を、本稿で必要な限りでまとめると、次のようになる。

A—B間で権力現象が生じる最低限の前提条件は、①A、Bともに選択可能な行為の集合を持つ、②A、Bは、自分の選

択可能な諸々の行為と、相手の選択可能な諸々の行為について、選択をもっている、③ A—B間でコミュニケーションが可能である、④ A、Bは、②の相手の嗜好について情報をもつことができ、必要であれば②の自他の嗜好についてコミュニケーションができる。このような条件が満たされているばあいに、Aが、Bの回避したがつている選択肢を実現できる、という選択肢を自由にできるならば、その選択肢の存在を利用して、Bに権力を行使できる。つまり、「・・・しなければ\*\*＊＊する用意がある」とBに伝達できれば、Bが「・・・する」ことの蓋然性を期待できる。

ルーマンのこのような権力論の特徴の1つは、権力の行使は常にコミュニケーションに媒介されているということになる、と見ることである。このことはいくつかの重要な帰結を持つ。第1に、このような意味での権力は、コミュニケーションの事柄であり、その限りで私秘的なことではないから、事後的に、あるいは第三者的に、あるいは公共的に、批判・コントロールされる可能性を、はじめから持っていることになる。第2に、ルーマンにあつては、コミュニケーションあるところに社会システムありであるから、権力の発現とコントロールのあり方を、社会システムのあり方と、内在的に相関的に分析する道が開かれることである。さらに権力の行使に対する批判的・コントロール的コミュニケーション自体が、前段落の権力の前提的配置にも反作用を及ぼしうることには、注意が必要である。

実際、ルーマンは、権力と政治システムは、歴史的に会い携えて高度化してきたと見ている。統一的な国家権力が成立した歴史的段階では、つまり、領域国家の範囲での全体社会のレベルで通用する権力が成立している段階では、標準的には話さうなる。

組織としての国家は、官職 (Amt) のヒエラルキーとして構成されている。官職の所持は、それを所持しないものに対して、

回避が選好される選択肢を自由にしようることをシンボライズするので、官職を前提にしたコミュニケーションにおいて、官職を持つものから持たないものへ、上級官職を持つものから下級官職を持つものへの権力が行使される。<sup>(106)</sup> いうまでもなく、これは全体社会のレベルで意義を持つ権力である。そもそもルーマンがコミュニケーション・メディア論一般で志向しているのは、人々の体験や行為がばらばらに生起するのではなく互いに関連を持つという事態は、どのようにして生じているのかを明らかにすることであつた。権力というメディアが成立しているとき、それは、人々の行為と行為の間に密接な連関を打ち立てることに寄与する。だから、権力は、この世で人々が実現できることを増やすことにも役に立つ。

### (b)閉鎖性<sup>(107)</sup>

さて、〈政治的なるもの〉の核心をなす社会システムがオートポイエシスとして存在するならば、まず、それにふさわしいコミュニケーションの流れがなくてはならない。彼は、政治システムを、この章の冒頭で見た現代政治の全過程を覆うものとして見たがつている。ルーマンは、少なくとも、与党／野党という二分コードか、政治権力を持つ／持たないという二分コード、のどちらかに志向したコミュニケーションであれば、政治的コミュニケーションとみている。なお、オートポイエシスの定義に見られるように(一) (二) (一)、オートポイエシス・システムの同一性を担保するのは、産出(作動)の「ネットワーク」なのであつて、作動の種類が、法システムにおけるように一種類である必要はない。二種類のコミュニケーションの種類を認めることはオートポイエシスの概念に反さない。

権力を持つ／持たないのコードの働きは、権力に関する前項のルーマンの説明からすぐわかる。

与党／野党に関しては、少し説明がある。このコードの働きは、法／不法、真／偽のコードと類比的である。A党がAプロ

グラム（綱領）を、B党がBプログラム（綱領）を掲げて選挙戦を戦う。この段階では、法システムにおいて、当事者A、Bの法的主張のどちらが通るかわからないのと同様に、どちらが与党になるかわからない。選挙の結果でA党が与党になると、Aプログラム（政策）が国家の政策になり、Aプログラムが、それ以降の国家機構の行動の前提になる。これは、法的に妥当とみなされた当事者の主張が以下の法的コミュニケーションの前提になると、相当している。

こうしてみると、権力をもつ／もたないが、主として権力行使過程を規制し、与党／野党が権力の主として批判的コントロールを可能にするコードと位置づけられているのがわかる。ところで、法システムの場合は、主たる二元コードが1つだったので、オートポイエシス・システムであるというのは比較的容易かった。そのコードに準拠するコミュニケーションの再帰的作動が閉じていることが見出せればよかったのである。政治システムの場合は、主たる二元コードが二つあるので、さらに説明が必要になる。

権力行使のコミュニケーションも、官職者同士のコミュニケーションとして、あるいは官職者と市民のコミュニケーションとして、相互行為として生じなければ生じない。しかし、それら相互行為のなかの、テンポの速い濃厚な情報の流れの中に、権力的決定があり、その決定の情報、次の決定の前提として、相互行為の枠を超えて組織の枠を超えて波及していく。政治システムのオートポイエシスをなすのは、この薄い情報の流れである。批判的コントロール的コミュニケーションの方も、たとえば、その喫茶店での会話としての相互行為のなかで行われるだろう。その会話の話題は多様であるに違いない。そうした話題の中で、パーソナルな側面が捨象された、権力行使のあり方にかんする事実的信息や意見は、相互行為の枠を組織の枠を超え、全体社会の水準で、波及しうるだろう。政治システムのオートポイエシスをなすのは、この薄い情報の流れである。

これらの薄いコミュニケーションの流れがオートポイエシスをなすかは、それが閉鎖性を獲得するか否かにかかる。批判的コミュニケーションは、権力行使のコミュニケーションを前提として対象にし、その帰結は次の選挙、その後の権力行使のコミュニケーションに影響を与える。権力行使のコミュニケーションは、批判的コミュニケーションの帰結たる選挙結果を前提にし、次の批判的コミュニケーションを対象を与える。そしてこれらのコミュニケーションは、ともに全体社会レベルでの権力の前提条件の配置に反作用する。ルーマンは、こうして両種のコミュニケーションが互いに前提とし、密接に循環しているので、全体としては、作動に関して閉じていることになる、見るようである。政治的コミュニケーションの帰結に法的コミュニケーションが言及していくとき、それは別のループを作るのであって、政治的コミュニケーションの循環を断ち切ることはない。

### (c) 機能

他方、ルーマンは、政治システムの機能を「集団的に拘束力を持つ決定が下される可能性を準備すること」だとい<sup>(108)</sup>う。このような機能が満たされているとき、ある決定が下され、その決定を前提にした決定が下され、また、・・・といった決定の系列が生じる。また、それらの決定は、全体社会のレベルで意義を持つ決定である。だから、全体社会のレベルでのコミュニケーションの豊かな可能性を最終的な準拠問題と見るルーマンが、〈政治的なるもの〉の不可欠な機能として、前述のものをあげるの<sup>(109)</sup>は理解できる。問題は、現実<sup>(110)</sup>にそのような機能を果たしている機構を発見できるか、である（実在的システム論の前提）。

そして、このような過程は循環的な過程であるから、再循環の前提条件が再生産されることなしには、継続されない。この

意味で、上記のような権力をめぐるコミュニケーションが行われ、つまり、政治システムが作動すればその範囲でその限りで果たされる全体社会的機能として、ルーマンからすれば、上記のものが残されるのである。だから、ここでも、必ずしも政治システム「へ政治的なるもの」ではないことを確認できる。

## (二) クリストドゥリデイスへの抗弁

クリストドゥリデイスのルーマンに対する批判は、ルーマンの理論は「政治的なるもの」を狭く硬いものとしてしか描けない、つまり「政治的なるもの」の再帰性を描けない、ということであった。この批判の論点は、さらに細分化することができ、(a)ルーマンは現に政治システムを硬く狭く描いている、(b)ルーマンは政治システムを理論上、硬く狭くしか描けない。(c)ルーマンは、「政治的なるもの」を政治システムに縮減している。この(a)と(c)がすべて成り立つて、クリストドゥリデイスのルーマンに対する論駁は成功する。逆に言えば、この中のどのひとつに抗弁が成立しても、抗弁は全体として成立する。私見では、この3つの論点すべてについて、ルーマンからは抗弁が可能である。

### (a)描写の面

確かにルーマンは、現代社会の民主政治の一般的な形態として、政党政治を念頭においている。しかし、政治システムのオートポイエシスをなす政治的コミュニケーションは、中心と周縁に構造化されることによって、かなりのダイナミズムをもちうると、想定されていた。そしてさらに、ルーマンがここではつきり、抵抗運動(Protest)。ルーマンは「新しい社会運動(New Social Movement)」のある側面をうらやまして、「こう呼ぶ」の役割を認めている。しかも、ルーマンは抵抗運動に、「あたかも社会の外に立つがごとき立場をとることで社会全体を批判する視点をとりうる」として、特異な地位を認めている。ルー

マンは抵抗運動を政治システムの周縁に位置づけることにより、政治システムの潜在的なダイナミズムをかなり高く見積もっていることになるであろう。<sup>(10)</sup>

### (b) 理論的根拠、二次の観察、排除値、反省値

クリストドゥリディスによれば、ルーマンの理論構成では、①二次の観察を「政治的なるもの」そのものに認めていないこと、②「政治的なるもの」に排除値を認めていない、という点で、原理的に政治のダイナミズムを射程に入れることができない、ということであった。彼はルーマンに「コンティンジェンシーを政治の固有値の位置に格上げすること」<sup>(11)</sup>を求める。

まず、二次の観察について検討していこう。まず事実誤認が確認できる。ルーマンの二〇〇〇年の『社会の政治』のいたるところで、政治システムそのものなかで二次の観察が生じていることを指摘している。しかも、「世論」の章、「自己記述」の章で、まさにキーワードとして取り上げられている。つまり、ルーマンの体系の中で、二次の観察は、権力行使に関する批判的コントロールのコミュニケーション（世論）、システムが時を刻みつつ進行していくプロセス（自己記述）において、決定的な役割を果たすものと、位置づけられているのである。

排除値について。これについては、彼はそもそもルーマンが下敷きにしていくゴットハルト・ギンターの理論を誤解している。<sup>(12)</sup>ギンターは、主体性を備えたシステムとしてこの世に存在しているものを、その主体性を否定せずに観察するために、そのものは少なくとも3つ、できれば4つの値を自由にできるものとして記述できなくてはならないということ、形式論理的に示そうとした。だから、科学は通常は、真／偽の2値を自由にしうるのみで存立しようと考えられているがそれでは足りないと言っているのである。ルーマンは、知識社会的次元でこれを受け止めて、科学が社会システムとして社会の機能的部分

システムとして存立する条件として見れば、正しい指摘だとしている。たとえば、あるものを対象に科学的コミュニケーションがなされている最中に、「これは美しいですよね？」と美／醜のコードに準拠したコミュニケーションがなされたとき、「それはそれで大切な問題ですが、それはさておいておきましょう、真偽にはかわりませんから」と言えなくてはならない。すくなくとも、美醜について論じたとしても、その議論の帰結が、真偽の判定に影響を与えることを避け得なくてはならない。<sup>(112)</sup> そのため、学問システムは、美／醜コードに準拠するコミュニケーションに真と付値してもならないし、偽と付値してもならないので、第3の値をとり得なくてはならないのである。

こうして、ルーマンによれば、排除値をとりうることが社会システムが自律的であるための条件であるから、政治システムにそれを認めないということは無理であり、実際に認めている。

「人は、区別としてのそれ（権力コード…毛利注）を別の区別から区別できる。そしてこの水準で初めて、そもそも権力コードにしたがって作動が観察されるべきか、それとも、おそらく他の観察の可能性が優先されるべきではないか、という問題を提起することが可能になる、コンテンツ反省が、成立する。ゴットハルト・ギウンターの言葉では、この観察方式は、接続転換的（transjunctonal）な作動が必要になる。そして、この作動は、通常の二値論理では、実行できないのである。というのは、ポジティブ／ネガティブのコードの受容ないし拒絶も演算できる観察構造を実現できなくてはならないからである。<sup>(113)</sup>」

また、クリストドゥリデイスが言うように、例えば抵抗運動は与党／野党のコードを拒否できるだろうが、それは抵抗運動がルーマンのいわゆる政治システムとは別個の存在次元を持ちうるための条件であるに過ぎない。抵抗運動がこのような意味で拒否値を自由にしうることをルーマンが否定する理由はないし、実際に彼は抵抗運動が政治システムとは別個の存在次元の持つことを認め、<sup>(114)</sup>抵抗運動は政治システムのなかのみならずどこにでもあり、としている。<sup>(115)</sup>

さらに、それどころか、ルーマンは、政治システムは反省値もとりうる——システムが全体として自己内反省ができるための条件——とみており、その意味で野党が存在しうることの意義を重視している。

『与党』というポジティブな値は、システムの指定値 (Designationswert) であり、『野党』というネガティブな値は、システムの反省値である。<sup>(116)</sup> (Pg. S. 99)

それでも、クリストドゥリデイスは、こう言うであろう。ルーマンのいう政党政治がどれほどダイナミックでありうるものとして構想されているとしても、政治システムが政党政治の枠内ではか作動しないところに問題がある。二次の観察、排除値、反省値をルーマンが口にするとしても、たかだかその程度の意味しかもたないのだ。

だが、オートポイエシス・システムは歴史的システムであることに注意しよう (一 1 (二) (2) (iii))。ルーマン自身、政治システムは、「歴史的システム」だと言っている。そもそも、ルーマンの政治システム論は、全体社会の水準で分出ししているところの、全体社会に関する特定の政治機能をはたすコミュニケーションの流れを見出す、というところから出発していた。

だから、そのようなコミュニケーションであれば、どのようなコミュニケーションでもよいのである。政党政治的コミュニケーションは、歴史のなかで現在のところ、前記のような条件を満たしているというにすぎない。そもそも、ルーマンにおいて政治システムと権力は歴史のなかで手を携えて変化してきたし、今も変化し続けているし、今後変わるだろう。だから、ルーマンの著作の中でも、『社会の政治』に歴史記述が極めて多いのも決して偶然ではない。

以上のことをよく示している一節をルーマンの『社会の政治』から引いておこう。

「そのようなシステムは、自分自身の中に過剰なコミュニケーション可能性を生み出し、それに加えて、二次の観察の次元を生み出すのであって、この次元は、そもそも観察されるものすべてを、コンテンツメントなものとして現象せしめるのである。このことに対応して、そのシステムは、トートロジーを通じて記述される。つまり、なにが政治的なものであるのかを規定できるのは、政治システムのみなのである。」<sup>(17)</sup>

### (c) 政治システムと〈政治的なるもの〉

それでもクリストドゥリディスは言うであろう。政治システムがトートロジカルに、再帰的に、〈政治的なるもの〉を定義するとしても、全体社会レベルでの権力を焦点に置いたコミュニケーションからなるものである点が変わらない。その捉え方がそれが狭いのだ。ルーマンが抵抗運動に一定の評価を与えたとしても、そのことはかえって、抵抗運動を彼の言う政治システムの中に取り込み馴致してしまうことを意味するに過ぎない。

確かにクリストドゥリディスが言う〈政治的なるもの〉の特徴は、そのような分極的政治象にあり、ルーマンの政治システ

ム論に解消されない。だが、實在論的システム論をとった場合には、政治システムⅡ〈政治的なるもの〉と捉える必要がないことに注意しよう(一)(c)。じっさい、抵抗運動の作り出すコミュニケーションは、他のあらゆるコミュニケーションと同様に多方面に拡散するだろう。ルーマンが言うのは、それが作り出す多層的な流れのうち、ルーマンのいわゆる政治的コミュニケーションのループに入っていくものがある、ということに過ぎない。

#### 四 ルーマン派の理論プログラム

##### 1 クリストドゥリデイス対ルーマン

###### (一) システム間関係の理解

(a) 前章で、クリストドゥリデイスによるルーマンの法システム論と政治システム論の理解には、かなり誤解が多いことがわかった。今や、彼らのそれぞれの法システム論・政治システム論を比較し、システム関係論を比較することができる。

クリストドゥリデイスは、法システムは本質的に狭く硬いもの、政治システムは本質的に広く柔軟なもの、と理解している。この前提に、トイプナー型のシステム分化観が結合することで、法システムー政治システム関係論の大枠が決定される。

トイプナー派は、システム分化を、全体ー部分図式に沿って考えるから、ケーキカットのように表象してしまう(平面分割モデル)。だから、政治システムのあるところ法システムはなく、法システムのあるところ政治システムはない。クリストド

ウリデイスは、政治を社会の色々などところに見出すから、法システムはどんどん狭くなって、司法システムにまで縮んでしまふ。そして、逆に法システムが拡張して政治を取り込もうとすると、狭く硬いそれが豊かな政治を押しつけてしまう。政治の場で法の視点をとることは、そのような法を政治の場に呼び込み侵食させることである。

結局、トイブナー派のシステム論では、概念的に説明できるシステム間関係は、2通りしかない。リアルな関係としては、陣取り合戦である。あとは、互いの意味的観察である。

クリストドウリデイスのシステム間関係の理論について驚くのは、構造的カップリングの概念がほとんど有効に利用されていないことである。<sup>(18)</sup> オートポイエシス一般において、システム間関係を分析する主要概念であるのに。だが、今やそれも当然であることが理解できる。クリストドウリデイスのようなシステム間関係論をとった場合、そもそも必要ないのである。彼は、構造的カップリングの概念を用いるまでもなく、前述のように、主張すべきことのすべてを主張できたのである。

(b) ルーマンにおいては、法システムも政治システムも、ともに、①全体社会水準の広がりを持ち、②中心と周縁のあいだで、それ自体に緊張をはらんだコミュニケーションの波動が寄せては返すことによりダイナミックに展開するシステム、であった。この場合、法システムと政治システムの関係は、法的コミュニケーションと政治的コミュニケーションの、それ自体に緊張をはらむ波動が、全体社会のさまざまな接点で重なる関係である。だから、政治システムと法システムが、一方が他方を、あるいは、互いが、豊かにするか、あるいは、貧しくするか、は、一概には言えず、接点においてどのように接しているか、という条件次第である。

(c) さて、問題は法―政治関係論に關しての優劣である。法―政治関係論の問題狀況が「はじめに」で確認したようなものであるならば、ルーマンの優位は明らかである。〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の接点が社会のいたるところで増え始め、しかも、その接点ごとに問題は個性的な表れ方をしているというところに、問題があつたのである。

今、クリストドゥリディスの政治観・法観自体の当否は問わない。しかし明らかに、彼のシステム論は、法―政治関係論の分析装置としては使えない。彼の理論では、司法システムにかぎらず社会全体のレベルで法システムと政治システムの接点が生じていることが、そもそも視野から脱落する。その意味で彼の理論枠組みは狭い。また、彼の理論枠組みはある意味で強力すぎる。接点ごとの個性の認識が求められているところ、具体的な検討の前に、法システムが政治システムを貧しくするという結論が、大鈍を振るうように出されてしまう。もちろん、彼の法―政治関係の描像が結果として正しいという可能性は失われない。しかし仮にそうだとしても、彼のシステム論は、その結果を事後的に表示する表現手段としてしか使えない。事前の探求方法としては使えないのである。

(d) クリストドゥリディスのシステム論のこうした欠陥は、彼がトイブナー派のシステム分化観をとつたことに起因するのも、いまや明らかであろう。平面分割モデルを取る彼らは、複数のコミュニケーション・システムが同時に重なりつつ作動するという事態を見ることができない。だから、法システムの内実をなす法的コミュニケーションが、人々のときに意見の対立を含む相互行為に担われてなされる、ということを見ることができない。同じように政治システムのオートポイエシスをなす批判的コミュニケーションが、人々の日常会話としての相互行為の中の議論の中にも見ることができない。法システムと政治システムが重なり合うことも見ることができない。

平面分割モデルではなく新位相生成モデルを取るルーマンは、このような幣を回避できた。

## (二) 理論の性格—プログラムとしてのルーマン理論

以上を振り返り、クリストドゥリデイスとルーマンの理論を対比してみると、彼らの間では、理論の性格がそもそも異なっていることがわかる。

クリストドゥリデイスは、ルーマン型の法システム論・政治システム論・システム間関係論を、社会のあり方を特定の方向に記述する理論だと理解している。彼は、法システムや政治システムをオートポイエシス・システムだと特徴づけることを、それらを硬く狭いものだと描き、それらの関係を疎遠なものだと描くことだと理解していた。だから、法システムのあり方、法システムと政治のあり方に楽観的すぎる（と彼が理解する）共和主義を批判する文脈では、ルーマンの理論（と彼が理解するもの）に修正を加えず利用する。それに対して彼は、政治は可能性に満ちていると考えるので、その点ではルーマンの政治システム論（と彼が理解するもの）の修正を試みることになるのである。

それに対しては、ルーマンは、法システムにせよ政治システムにせよ、その間の関係にせよ、対象の性格について、事前に特定の形で決めることをできなく回り回避していた。そして、本来のオートポイエシス論の志向（一）（二）（一）（二）から振り返って見ると、それは単なる消極的な回避ではなく、オートポイエシス論というものの本来の志に合致していることがわかる。つまり、ルーマンは、理論の側が対象に予断を持ち込むことなく、対象を具体的に理解できるように、慎重に概念を組み立てているのである。

このように、ルーマンは一般論だけを書き逝ったという消極的な意味ばかりでなく、彼の理論は、積極的な意味でプログラ

ムという性格が強い。彼の理論の極度の一般性は、社会のあり方に確定的な一般的記述を与えているのではない（たとしたら理論の性格に関してクリストドゥリディスとの差異がなくなってしまう）。多様な対象に、できるだけ理論的暴力を加えることなく、理解を進めることができるように仕組まれている点で、極度に一般的なのである。対象の具体的な姿は、もちろん、その理論を順次適用していくなかで明らかにするはずである。

だから、彼の法システム論、政治システム論、システム関係論を、もう一度、それが法―政治関係論という観点から、どのように使用可能なように配備されているのか、という観点から見直してみなくてはならない。

## 2 法―政治関係論の理論プログラム

### (一) ルーマンの現状認識

まず、ルーマンの、法と政治に関する歴史認識を確認しておこう。彼の見方では、近代社会は、立法という「限られた地点」で集中的に法が政治から影響を受けるという構造的カップリング・パターンを、歴史的に恵まれた条件下で「憲法」を通じて達成したことにより、主権のパラドクスを解消し、かつ、環境の変動への対応と「法」の安定性を同時に確保し、かつ、法システムと政治システムのそれぞれの自律性―コンティンгентな変化可能性も意味することに注意―をも高度に確保することが可能になった。<sup>(19)</sup>しかし、今やその条件は変化している、と彼は言う。

「とりわけ問われなくてはならないのは、広い意味でのリベラルな立憲主義の一定の内容的諸前提が時代遅れになったということがありうるのではないか、ということである。このことは特に、すべての自由権の密やかなる諸前提に当てはまるが、そのことによって、他の諸々の機能システムが政治に依存しないことが法的に保障される形式に、すなわち、行為者が自分自身の利益を他の誰をも害することなく追及しうる行為可能性の幅広い領域が存在するという前提に、当てはまる。そのような『パレート最適』条件のそのような想定がいかに難しいものであるかを、あらゆる社会学的分析が示しているし、そうした諸条件はコストの『外部化』が受け入れられる所でのみ存在するということを、あらゆる経済的分析が示している。近代社会のエコロジー的危機はそのような諸前提の問題性をはつきり示しているところの話ではないし、リスクな決定と他の関係者の関係に関する議論は、この疑いを強くしている。こうして、(確かに当初は自分自身を貫徹せざるを得なかった)古典的立憲主義が定義されない未来への信頼にどれほど依拠していたかということを明らかにしてしまうような仕方では、未来パースペクティブが移動してしまつたのである。

このことは、憲法を放棄すべきだつたということを直ちに意味するわけではない。ただし、次のことは考慮に入れなくてはならないだろう。つまり、政治は古いスタイルの主権パラドクスにはもはや遡及不可能で、全体社会的コミュニケーションという外的諸条件に遡及せざるを得ないような、決定の諸問題に逢着しているということ、そしてまた、法も同様にこの圧力の下に入っており、もはや単なる紛争の規制手続きだけのものとしては概念的に理解できず、特化された行動の創出のために投入されざるを得ないということ、である。おそらく、基本法とその価値告白、ヒエラルキー的に保障された最高審級とこの規制の日常的使用に魅惑されることは、これらの基礎をどうに後にしてしまつた道を我々がすでにどれほど進んでしまつたかに

ついで、見誤らせる。」<sup>(120)</sup>

「はじめに」でみたように、現に、法的コミュニケーションと政治的コミュニケーションは全体社会のレベルでますます拡散し、新たな接点が生じ、そこにおいて「法的なるもの」と「政治的なるもの」がオーバーラップしている。このことをルーマン自身も、歴史的に不可避の傾向として承認し、旧来のものの見方にこだわらずこの有様を率直に認識すべきことを説いている。

だが、その有様を認識するとは、具体的にはどのようなことなのだろうか。ルーマン自身は、そのような仕事をほとんどなしていないし、ルーマンに続くものにもまとまった仕事は現れていない。しかし、今まで検討してきたことを考え合わせると、ある程度の見当をつけることは可能であろう。

## (二) 法—政治関係論の概略

既述の論点を取りまとめて、法—政治関係論に関するルーマン派のプログラムを1つの象に結ばせることにしよう。

ルーマンが見る法システムも政治システムも、その実態をなす法的コミュニケーションや政治的コミュニケーションは、参加者のパースペクティブ差異をはらむため、ダイナミックな作動をなす(一1(三)(2)、三三)。

ルーマンの社会システムは、中心／周縁という構造を持つ点でも、クリストドゥリディスが考えているよりダイナミックである(三2(三)(2)、三3(二)(a))。法システムの場合、中心は裁判所、周縁は立法や、契約その他の法動員であり、経済システムの場合、中心は銀行組織、周縁は個々の取引であり、政治システムの場合、中心は政府、周縁は抵抗運動である。

今、メタファーを用いて言えばこうなる。個々の機能システムの中心に発する「波動」が周縁に至り、周縁から打ち返されて中心に達し、このプロセスを繰り返すが、このプロセスはもちろんその度ごとに様々な状況に応じた差異を含む。

複数の機能システムは、それらの中心と周縁のいたるところで大幅に重なり合う。たとえば、経済取引を目的とする契約においては、法システムと経済システムが、立法過程や行政過程においては、法システムと政治システムが折り重っている。<sup>(12)</sup> 構造的カップリングが起きているとき、関係する諸システムの諸々の波動が、いたるところで、きわめて個性的な1つの出来事において重なる。別の言い方をすると、このような一連の個性的な出来事が実現し続ける限りにおいて、構造的カップリングは実現する。

このように、構造的カップリングが複数システムの間で成立していること自体は日常なことである。したがって、タイプナーがかつて考えたほど、<sup>(12)</sup> 構造的カップリングが成立しているか否かは、私たちににとって決定的に重要な問題とはならない。むしろ重要なのは、構造的カップリングがどのような具体的なあり方を示すか、である。しかし、複数の波動が重なり合うとき、それらが、強めあうのか、相殺しあうのか、は、条件次第である。そしてまた、その具体的有様こそが、私たちの生活にとって意味がある。

法システムⅡ〈法的なるもの〉、政治システムⅡ〈政治的なるもの〉と考えるべきではない。ルーマンは、〈法的なるもの〉や〈政治的なるもの〉の実質定義として法システム論や政治システム論を展開しているのではなく、全体社会の機能システムの構成要素として捉えるのに相応しいコミュニケーションの流れとはどのようなものか、という観点から逆算して、法システ

ムや政治システムの概念を規定している (三二 (一) (三) 三三 (一) (c)、(二) (c))。

他方で、ルーマン派から見ると、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の相互浸透という現象は、全体社会レベルでの、未だ十分に解明されていない変動に対応している (二)。だから、個別的接点で生じている事柄を解明する場合も、全体社会のあり方とのつながりを意識すべきである。だから、前段落のことにもかかわらず、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の核心をなすものとして、法システムと政治システムを取り上げる意義はなくなるならぬ。

したがって、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の各々が拡大し拡散し、したがってますます広い領域でそれらが重なり合うようになっていくという現状を真剣に捉えるならば、ルーマン派の理論プログラムは次のようなものでなくてはならない。

第1に、法システムの波動とその波動の周りに引き起こされる波紋、第2に、政治システムの波動とその周りに引き起こされる波紋、が、折り重なる様を、1つ1つ観察していくこと、これである。とくに、これら複数の波紋が互いに強めあつたりつぶしあつたりする様相と条件を観察していくことが必要になる。ここで重なり合うシステム、として、法システムと政治システムののみを取り上げるだけでは足りないのは言うまでもない。〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の接点ごとに取り上げられるシステムは変わってくるであろう。また、接点ごとに、それは法システムと政治システムの、中心と周縁のスペクトラムのどこに位置づけられるかが、異なってくるであろう。たとえば、裁判という接点を取り上げるなら、ここは法システムの中心で、政治システムの周縁に近いところにある。取り上げられるべきシステムとしては、法システムと政治システムのほか、少なくとも裁判手続きというシステム、全体としての司法組織というシステムがあり、これらの多重的なオーバーラップ<sup>(124)</sup>

が観察されなくてはならない。行政過程であれば、政治システムの中心に近く、法システムの周縁に近くに位置づけられ、取り上げられるべき社会システムは、そのほかにも、行政組織、利益集団等の組織、クライアント、マス・メディア、抵抗運動などがあることになるだろう。<sup>(125)</sup>

しかし、システムが重なり合い影響を与え合うとはどういうことか。それに答えるのが、構造的カップリングの理論である。次に、社会システム、とくに法システムと政治システムが構造的にカップリングするとはどういうことか、現状で明らかなる点を確認しておこう。

### 3 法システムと政治システムの構造的カップリング

#### (一) 前提条件

社会システムと意識システムの構造的カップリングについてのルーマンの説明は既に見た。それに対して、社会システム同士の構造的カップリングについては、ルーマン自身の仕事もそれほど現れていないし、ルーマンに続くものたちの間でも必ずしも議論が進んでいない。だから、社会システム同士の構造的カップリングの理論の具体的な姿はまだよくわからないところが多い。現状で可能なのは、その理論おおよその姿を推測することである。その手がかりは、①断片的なルーマン自身の論述と、②(構造的カップリングが、ルーマンにおいてはシステム間関係の一般理論だとされていることから)意識システムと社会システムの構造的カップリングについての、ルーマンの説明である。

意識システムと社会システムの構造的カップリングの場合には、①システムが、時を刻むこと。つまり、アナログ的な時間

のなかにありながら、システムがデジタル的に節をつけながら作動すること。②システムが、意味現象を通じてリアルな接触関係を持ちうる事が条件であった。

このような条件が満たされるとき、複数のシステムが一回的な瞬間的出来事においてリアルな接触を持ちうる。ただし、その出来事が何であったかについての意味的構成は、おのおののシステムがそれぞれの内的配置と時間性のなかでオートポイエシス的に行うので、おのおののシステムは自律的に進行する。

ルーマンの見るところ、この条件は、法システムとその他の社会システムの間でも満たされる。

「複数のシステムは、共通の時間の中で均質に、変化する。変化するために時間測定に依拠せず、その意味でアナログ的に変化する。しかし同時に、それぞれのシステムは、それぞれ自身自身の時間関係をデジタル的に処理しもある。このとき、処理の仕方に対応して違った風に、すばやく、あるいは、ゆっくりと、処理する。また、その処理に際して、おのおのの過去や未来の時点系列に対して、より長く進入したり、より短く進入したりする。そのつど一つのシステムにおいて一個の出来事として構成されるものごとの存続時間が、ひよつとしたら異なる。」<sup>(126)</sup>

ルーマンは、法システムと政治システムの構造的カップリングが生じる典型的な場所を、立法に見ている。立法において生じる構造的カップリングの具体的有様はどのようなものか。あまりルーマンは詳細に描いてはいないが、既に見たところを合わせ読むと、たとえば次のような具合であろう。

## (二) 具体例 — 立法

具体的な立法手続きに入る前に、立法機関を構成する政治勢力間で既に合意が成立した（政治システムの時がここで刻まれている）場合、その後の立法手続きは、法システムのみが時を刻む。そして、立法が成立した瞬間、法システムと政治システムは同時に時を刻む（シンクロ）。そして、成立した立法は、その瞬間から、法システムと政治システムで、別々のコミュニケーションの前提になる。法システムが次に時を刻むのは、その法が次に使われるときである。その立法にたいして、批判的コミュニケーションがなされれば、その瞬間、政治システムは新たに時を刻む。それに対して、法的手続きが政治的取引の材料になっている場合は、立法以前に合意が成立しているときより、立法手続の進行のリズムより政治的コミュニケーションはあわただしく時を刻みうる。立法手続きの一刻み一刻みが、政治的コミュニケーションの流れに影響を与えるだろう（シンクロ）。それでも立法が成立したら（これもシンクロ）、それ以降は、前例と同じである。

## (三) 観察方式の特徴

構造的カップリングが成立するとき、現実を生じうることには制約がある。それぞれのシステムに、相手にシンクロしていく機構が、備わっている必要がある。立法の例では、政治的コミュニケーションを行う人々の少なくとも一部が立法を政治的な意味を持つものとしてコミュニケーションするという（歴史的に常に成立していたとはいえない）条件が満たされているからこそ、前述の仕方の構造的カップリングは起こりうる。また、法システムの方でも、政治的機関に立法手続きを認めるといふ法構造を採用しているから、前述の形での構造的カップリングが生じうる。

さらに、構造的カップリングが成立しうる場所で、具体的に生じうる事象を制約する事情はさらに存在する。カップリング

するシステムは、おのおの歴史的システムであるから、そのシンクロの瞬間において、おのおのシステムの具体的条件において起こりえない出来事は、両システムのリアルな接触たる出来事たりえない。いかに政治勢力間の意見の一致があつたとしても、明らかに憲法上不可能な立法（解釈問題はありうるが）を行うことは、困難である。逆に、法的に可能な立法も、立法機関にその利害を担う勢力が見出されなるときは、立法されがたい。

こうして、構造的カップリングの具体的成立条件は、カップリングするシステム間の影響関係を制約する条件である。すなわち、法システムの具体的配置からは可能な立法のうち、現実になされるのは、政治システムのリズムと具体的配置にかなっているものだけである。そして政治システムから見ても事情は同じである。だから、構造的カップリングの具体的成立条件を見ていくことは、世界の諸可能性が現実にとのようには排除され貧しくされていくかを見ることでもある。だから、「（構造的カップリング…毛利注）においては、影響ばかりでなく排除されるものも重要である。」<sup>(128)</sup>（ルーマン）

しかしまた、構造的カップリングの具体的成立条件は、カップリングするシステム間の影響関係に道を開く条件でもある。前期のような平凡な構造的カップリングの例でも、それが生じうるのは、おのおのシステムのシンクロの機構が歴史的な条件に恵まれて成立してきたからであるし、それらの機構が立ち枯れしない条件が、法的コミュニケーションや政治的コミュニケーションの一循環ごとに、再生産されているからに他ならない。

「構造的カップリングの諸形式は、こうしてシステムに対する環境の影響を“制約し”そして“そのことを通じて容易にする”<sup>(129)</sup>」（ルーマン）

とすれば、構造的カップリングの具体的成立条件を一步一步と明らかにしていく過程は、世界の諸可能性が排除され貧しくされていく媒介的構造と、その貧しい現実がそれでもどのような多くの媒介に支えられた有難いものであるかを、同時に明らかにしていく過程であろう。

さて、前述の立法における法システムと政治システムの構造的カップリングは、法的コミュニケーションの大きな循環と政治的コミュニケーションの大きな循環の一齣に他ならない。また、法的コミュニケーションと政治的コミュニケーションは、中心から周縁へ周縁から中心へ寄せては返す波動に喩えられたから、それ間に「共鳴」を観念することができる。

「共鳴のテンポは、諸システムの構造に依存する。こうしてしたがって、各々のシステム史に依存する。したがって、構造的カップリングは、各々の出来事においてシステムと環境の同時性のみを保障するのであって、『同期性』を保障するのではない。共鳴の波長も、カップリングされた諸システムのなかで、異なった長さで異なった複雑さである。」<sup>(13)</sup>(ルーマン)

こうして、ルーマンの理論プログラムは、個別の現象を諸々のシステムのオーバーラップとして観察していくことになる。すると、複数のシステムに対して同様の観察手続を繰り返し適用することになるから、ここには、いくつかの下位プログラムが含まれていることになる。彼の理論IIプログラムがどのような理論的選択の下に設計されてきたかについて、関連箇所ですこしずつ検討を加えてきた本稿では、その下位プログラムに期待されている効果についても、わずかではあるが見当をつけるこ

とができる。

#### 4 プログラムの性格

##### (二) プログラムの下位プログラムとその効果

既に述べたように、オートポイエシス論もルーマンの社会システム論も、何かのシステムを描いているというより、具体的な観察のためのプログラムという性格が強かった。この点を考えると、ルーマン派にとって「法的なるもの」と「政治的なるもの」の相互浸透を説明するとは、相互浸透を起こしている接点ごとに、次のような効果が期待されるサブルーチンを繰り返して適用していくことになるだろう。

1. 理論的観察の出発点は、再帰的作動を見出すことである。そうすることで、理論の側が対象にあらかじめ特定の内容を読み込んでしまうのを極力避ける。

2. 作動としては、コミュニケーションを選択する。そうすることで、社会的なるものにはらまれる緊張から目をそらすずに観察をつづけることができる。社会的な過程を、「行為の連鎖」として描くならば、自他の振る舞いをそういう行為として通用させた当事者の視点を特権化することになるだろう。

3. 特定の事象を、複数のシステムの作動の複合的效果として観察する。その効果は、我々が経験している事象を、それ自体に緊張をはらみうる複数のコンテキスト（システム）の、必ずしも整合的とは限らない錯綜それ自体として、再発見することである。そうすることで、特定の事象が、通常の経験では見落とされていられるかもしれないような、できる限り多くの

大域的・局所的関連の中において、考察できるようになることが期待される。

冒頭で述べた、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の相互浸透の例として取り上げたものの個性は、どのようなコンテキスト（システム）のどのような錯綜か、というところに見出されることになろう。そして、どの社会システムを関連あるものとして取り上げるべきかについては、対象とする事象<sup>(131)</sup>ごとに異なる。一般には、システム・レフランスが多重的になればなるほど、分析は具体的に<sup>(131)</sup>なるはずである。

4. システムの重なりを、構造的カップリングとして分析する。分析の焦点になるのは、おのおののシステムの、①時間性、コミュニケーションのリズム、アナログ／デジタル構造、②歴史的に形成されてきた構造、③シンクロしていく仕組み、④以上のものの変異を含みながらの再生産のあり方、である。見出されるのは、世界の「貧しさ」と「ありがたさ」を同時に現出させる（①～④を焦点とする）媒介構造である。

5. できれば関連する機能システムを取り上げる。その効果は、特定の事象を分析するに際して、もつとも大局的なコンテキスト（システム）を踏まえることを可能にすることである。というのも、この種のシステムは、全体社会 — ルーマンの定義によれば可能なるすべてのコミュニケーションからなる — の機能システムだからである。

## (二) 法への期待、法理論への期待

こうして、我々が日常の法的政治的实践において、ひとかたまりの事実として経験し理解している出来事に対して、構造的カップリングは、別の形で経験しなおすように促す。構造的カップリングの見方によれば、一塊の出来事は、実は、個々の行為主体に対して広狭さまざまな範囲の行為と経験の可能性の地平を開く複数の社会システムが、同時に関与して生じている錯

綜した事態である。

ルーマンの理論は、このように我々のものの見方、むしろ経験の仕方を変更することに求めている。このことよって、ルーマンは我々に何を期待しているのだろうか。

この点は、社会の「合理性」、近代社会の特徴、社会理論の役割についてのルーマンの理解に照らすとき、ある程度は明らかになる。

ルーマンは次のように見ている。社会 (Gesellschaft) は、その環境たる自然環境や諸個人に対してさまざまな作用を及ぼすが、社会が合理的であることの必要条件の1つは、その作用がどのようなものであるかを社会の中のコミュニケーションに十分豊かにもたらすこと、すなわち、十分豊かな、社会の自己記述である。<sup>(132)</sup> クリストドゥリディスの表現を用いて言うと、諸個人の側では、各人の「声」が社会のどこかで聞き取られることが、社会の「合理性」の条件だということになる。

ところで、どの社会システムでどのようなコミュニケーションが有効になされるかは、おのおのの社会システムの時々の構造と、構造的カップリングの具体的なあり方に左右される。

ところで、社会システムの構造は、天下りの的に外から与えられるものではないことに注意しなければならない。

「すべての作動 (コミュニケーション) は、こうして、二重の機能を持つ。(1) 作動は、このシステムが次の作動に際して出発点としなくてはならない、システムの歴史的状況を確定する。(2) 作動は、選択図式としての構造を形成する。この構造が、再認と反復を可能にし、したがって、同一性 (しばしば人はピアジェに倣って、不変性 Invarianz と言う) に濃縮し、い

つも新しい状況において確認を与え、したがって一般化する。」<sup>(133)</sup>(ルーマン)

だから、法の側では、法の構造と、他のシステムとの構造的カップリングのあり方(シンクロをどこでどのようしていくか)が問われなくてはならない。言い換えると、既に、公法私法二元論や近代的訴訟構造などの近代法の基本構造についてさまざまな角度から見直しが進んでいるが、ルーマン派としては、それを構造的カップリングの観点から行うことになるであろう。

また、法理論にとっては、次のようなルーマンのいわゆる意味法(Semantik)も、ここでいう構造に数えられることに注意が必要である。

体験や行為においては、体験の対象の〈意味〉や行為の〈意味〉が個別的に実現されるが、こうした〈意味〉が反復して利用できるように濃縮され確認されて、固定化されることがある。このような固定化された〈意味〉が意味法であり、意味の固定化がテキストの形で行われるとき最も顕著な形で現れる。意味法は、体験や行為の〈意味〉と比べて、より高い段階で一般化されており、状況非依存的に使用されうる。それゆえ、意味法が成立している領域においては、その存在のおかげで、コミュニケーションの接続は容易化しうるが、その反面、コミュニケーション過程から脱落する〈意味〉が生じる可能性も生じることになる。

そして、ルーマンの理解では、①近代社会が機能的に分化した社会であることと、②意味法の現状の2つの点から、ルーマンの意味で社会が合理的であることは容易なことではない。全体社会の機能的サブシステムは、社会の自己記述をおのの

機能の文脈で遂行するだけである。したがって、機能的に分化した社会の問題は、機能システム同士の統合という一般的に想定されている問題ではない。むしろ、法システムにも政治システムにもどのシステムにも取り込まれない「声」が存在する可能性が、あらかじめ排除されていない、という問題である。<sup>(134)</sup> 前述のように、どのような「声」がコミュニケーションにもたらされるかは私たちが手にしている意味法次第である。私たちは、十分な意味法を手に既に手にしているだろうか。ルールマンはそうではないと言う。

「われわれが経験してきた規模の大変革（機能的分化への変化・毛利注）は、決して完全には観察も記述もされていない。……（中略）……意味法上の変化は構造上の変化にずいぶん遅れてついて行くものである。……（中略）……こうした点から見ると、われわれの印象では、近代社会はようやく出発点に立ったところなのである。」（ルールマン）<sup>(135)</sup>

法—政治関係論に関しては、それは、構造的カップリングのあり方を前述のような仕方ですべて記述していくこと、そして、その成果を法実践や法理論に織り込んでゆくことが求められるということであろう。

## おわりに

### 一 現状

以上、本稿はかなり大幅な問題の限定をしているので、その分だけ残された課題が多いのは、筆者自身よく自覚するところである。「はじめに」でのべたように、法—政治関係という問題は少なくとも、3契機・2アプローチの都合6つの次元を含む。本稿は、このうち、③相互浸透という契機の、(i)事実的認識に重点をおいたアプローチ、という次元に中心を絞り、この次元に焦点を当てた研究として、近年のルーマン派社会システム論の研究をとりあげた。したがって、他の5次元とそれらとの相互関係の究明は今後にそっくり残されている。また、取り上げた問題の次元についても、社会システム論しか検討の対象としないので、他の理論的オルタナティブとの比較が必要になる<sup>136</sup>。もちろん、ルーマン派から取り出されたのはプロگرامに過ぎないから、それが生みうる成果についても未知数のところが多い。

しかしながら、それでも、以上の検討の結果、社会システム論における法—政治関係論の現状について、次のようなことが明らかになったであろう。伝統的社会システム論の主流は、①分析的システム概念に立ち、②客観主義的実証主義のアプローチをとっていた。それに対して、ルーマンは、社会理論の次元でオートポイエシス・システムの思想、ラディカル構成主義の思想を独自に練り上げることによって、伝統的な社会システム論とは対極的な、①実在的システム概念、②客観的意味に照準するアプローチの土台を作り、逝った。

法—政治関係論に関しては、伝統的社会システム論は、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の境界の動揺とぼやけ、両

パースペクティブの混交などの現代的現象にたいするアプローチとしては、あまり有意ではない。これに対し、クリストドゥリデイスは、伝統的社會システム論からルーマン派システム論への歩みを半歩だけ進めたトイプナーと同様のスタンスに立つことにより、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の相互浸透に一定の分析を加えることができた。

しかし、クリストドゥリデイスのルーマンに対する批判は、自らの立つ理論的地平がルーマン自身のそれには後半歩だけ及んでいないことを自覚できていなかったことによる、誤解に基づいている。彼の批判は、不発であった。

さらに、クリストドゥリデイスは、ルーマン派への歩みの残り半歩を踏み切らなかった結果、かえって、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の相互浸透という現象の分析について、越えがたい限界を持つことになった。具体的には次のようなことが決定的である。平面分割モデルに従うシステム分化観にたっているため、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の接点、全体社會のあらゆるところで生じていることが見落とされる。また、その接点で生じていることを具体的に分析する手がかりを持たない。

それによつて、新位相生成モデルのシステム分化観に立つルーマン派本来の理論プログラムによれば、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉は社會のいたるところで接点を持つている。そして、その接点で生じていることを分析する理論装置として、構造的カップリングなどの概念を用意している。

こうして結局のところ、クリストドゥリデイスによるルーマン理論の換骨奪胎の試みは、ルーマンの理論プログラムの切り開いた地平から見ると、むしろ後退していると評価せざるを得ない。だが、クリストドゥリデイスを単にルーマンの「かませ犬」としか見ないとすれば、軽率のそしりを免れまい。

クリストドゥリディスの批判に対して、ルーマンの理論は、そのプログラムの性格という、いわば奥の手を出すことによつて反論可能であった。だが、このことは逆に、ルーマンにとつても彼の批判は、奥の手を出さなくてはならないほどまでに、強力であったことを意味する。だから、彼の批判に対するルーマンからの可能なる反論を振り返ってみることは、ルーマン理論の奥の手の次元で残された課題を照らし出すのに資すはずである。

## 二 残された課題

本稿で取り上げたルーマン派の理論プログラムは次のような下位プログラムを持っていた。また、その実行の結果に期待される効果は、次のようなものであった。

1. 理論的観察の出発点は、再帰的作動を見出すことである。そうすることで、理論の側が対象にあらかじめ特定の内容を読み込んでしまうのを極力避ける。
2. 作動としては、コミュニケーションを選択する。そうすることで、〈社会的なるもの〉にはらまれる緊張から目をそらすずに観察をつづけることができる。社会的な過程を、「行為の連鎖」として描くならば、自他の振る舞いをそういう行為として通用させた当事者の視点を特権化することになるだろう。
3. 特定の事象を、複数のシステムの作動の複合的效果として観察する。その効果は、我々が経験している事象を、それ自体に緊張をはらみうる複数のコンテキスト（システム）の、必ずしも整合的とは限らない錯綜それ自体として、再発見する

ことである。そうすることで、特定の事象が、通常の経験では見落とされているかもしれないような、できる限り多くの大域的・局所的関連のにおいて、考察できるようにすることが期待される。

4. 複数システムの重なりを構造的カップリングとして、観察する。

焦点になるのは、①システムの時間性、リズム、②構造、③シンクロしていく仕組み、④以上のものの再生産のあり方である。見出されるのは、世界の「貧しさ」と同時の「ありがたさ」である。

5. できれば関連する機能システムを取り上げる。その効果は、特定の事象を分析するに際して、もつとも大局的なコンテキスト（システム）を踏まえることを可能にすることである。

さて、これらのプログラムが有効に実行されれば以上のような効果が期待できる。しかし同時に、以上を振り返ってみれば、どのプログラムに關しても、そもそもそれらが有効に実行できるためには、1つの前提が満たされなくてはならないことが明らかであろう。<sup>(137)</sup> すなわち、再帰的作動を見出し、それとして指し示し、理論的に有効に記述することが可能であるという前提である。

もちろんルーマン自身は、このことが可能だと信じているだろう。しかし、そのような記述が何であるかを説明するときに彼が依拠しているのは、G. ベイトソンのコミュニケーション理論<sup>(138)</sup> v. フェルスターの二次のサイバネティクス、スペインサーIIブラウンの鍵算法、G. ギュンターの作動的弁証法などである。<sup>(140)</sup> <sup>(141)</sup> <sup>(142)</sup> そして彼自身が認めるように、これらの思想には、西欧の伝統的哲学に対する違和を多かれ少なかれ含んでいる。したがって、ルーマン理論の有効性を評価するには哲学的検討が不

可欠であり、この検討はまだ十分になされているとは言いがたい。<sup>(143)</sup>

このような哲学的難問があるとすれば、ルーマン派のプログラムを仕上げていくことがそもそもそれに値するほど魅力的かという問題が生じる。なによりも、ではどうするのかという規範的帰結を直接は生まない — あるいは回避している — 点が批判の対象になるだろう。結局のところ、ルーマン派のプログラム形成の努力が我々にとって価値があるかどうかは、我々の直面している実践的諸問題が、世界の貧しさと、それと表裏一体のありがたさを、あたらかぎり広く深く認識し続けることなしに、有効に規範的議論が遂行できる程度の問題であるのかどうかという点の評価に、依存するだろう。

## 付記

河島幸夫先生には、筆者が西南学院大学に着任して以来、公私にわたり大変お世話になりました。とくに、ドイツの政治や文化、社会のことなどをめぐって研究室などでご教示賜る機会をたびたび頂戴し、またその上、資料入手の便を図っていただいたことなどもあり、まことに感謝にたえません。先生の益々のご活躍をご祈念いたします。

- (1) たとえば、尾高朝男『法の究極にあるもの』(有斐閣、一九四七年)を参照。
- (2) 関連する文献は多いが、たとえば、最近の『岩波講座 現代の法』の諸巻を一瞥しても、このような問題領域への関心の勃興が見て取れるように思われる。そのなかでも、第四巻『政策と法』(一九九八年)、第三巻『政治過程と法』(一九九七年)、第一五巻『現代法学の思想と方法』(一九九七)が、これらの問題領域に直接かかわる議論動向に触れていることが多く、問題の広がりを理解するのに有益であった。
- (3) 総括的展望として、田中成明『法理学講義』(有斐閣、一九九四年)、特に第三章を参照。
- (4) ニュー・ポリティクス論「新しい社会運動」論、ラディカル民主主義論、熟議的民主主義 (deliberative democracy) 論、復興した共和主義、リスク社会論などが、さまざまに重なり合いつつ、政治的なものへの拡散・拡大を指摘し、あるいはさらにそれをおし進めるべきことを主張していることが注目される。筆者も、このような傾向は日本でも真剣に取り上げるに値するということを確認したことがある。拙稿「不確実な社会における『政治的なもの』の構想——審議的民主主義とリスク社会論」(日本法哲学会編『公私』の再構成 法哲学年報二〇〇〇)〔有斐閣、二〇〇一年〕参照。
- (5) 筆者はかつて別の文脈でだが、問題の事実的社会的文脈の十分な検討なしに規範的議論に専心することがかえって危険な場合があることを示唆したことがある。拙稿「法的実践と理性の社会的条件」N. ルーマンの法的議論批判を契機に——(一)(二)〔完〕一九九八年、一九九九年、法学論叢一四三巻三号、一四四巻六号。
- (6) ルーマン理論の全体像を簡明に解説したものとして、vgl. Georg Kneer und Armin Nassehi, *Niklas Luhmanns Theorie sozialer Systeme: eine Einführung - 4. unveränd. Aufl. - 2000*, Fink (一九九三年の初版から邦訳がなされている。ゲオルク・クニール、アルミン・ナセヒ著、館野受男、池田貞夫、野崎和義訳『ルーマン 社会システム理論』〔新泉社、一九九五年〕)。また、ルーマンの理論については、初期の「複雑性の縮減」をキーワードにした時代のイメージで現在も語られることが多いが、それはむしろ誤解の元である。この点については、馬場靖雄「ルーマンの社会理論」(勁草書房、二〇〇一年)を参照。
- また、ルーマンの理論は、テクノクラティックな保守理論であるとか、ポスト・モダンのニヒリズムであるとか、規範的含意の面で批判されることが多かったし、今も多い。しかし、そのような理解が的を得ていないことを、筆者はかつて指摘したことがある。前掲拙稿「法的実践と理性の社会的条件」、および拙稿「人間主体性の動態化と法システムの責任」〔法の理論 17〕成文堂、一九九七年、所収)。

- (7) システム思考一般について、簡明なものとしてさしあたり、アーヴィン・ラズロー著、伊藤重行訳『システム哲学入門』（紀伊國屋書店、一九八〇年）を参照。一般システム論運動の発想法については、やはり主唱者の、フォン・ベルタラン・ファイ著、長野敬・太田邦昌訳『一般システム理論』（みすず書房、一九七三年）が今でも参照に値する。
- (8) ここで、以下ではしばしば言及するルーマンの著作を一括しておこう。
- ・ Niklas Luhmann, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, 1984, Suhrkamp (im folgenden, zitiert als SS)
  - （二クラス・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論（上）』一九九三年、同著同監訳『同（下）』一九九五年、いずれも恒星社厚生館）
  - ・ Niklas Luhmann, “Die Codierung des Rechtssystem”, 1986, Rechtstheorie 17.
  - ・ Niklas Luhmann, *Das Recht der Gesellschaft*, 1993, Suhrkamp (im folgenden, zitiert als RS)
  - ・ Niklas Luhmann, *Die Gesellschaft der Gesellschaft Teilbd. 1* (im folgenden, zitiert als GG1), 1998, Suhrkamp
  - ・ Niklas Luhmann, *Die Gesellschaft der Gesellschaft Teilbd. 2* (im folgenden, zitiert als GG2), 1998, Suhrkamp
  - ・ Niklas Luhmann (Andre Kieserling [Hrsg.]), *Die Politik der Gesellschaft*, 2000, Suhrkamp (im folgenden, zitiert als PG)
  - ・ Niklas Luhmann, “Autopoiesis als soziologischer Begriff”, in: Hans Haberkamp und Michael Schmidt (Hrsg.), *Sinn, Kommunikation und soziale Differenzierung*, 1987, Suhrkamp
  - ・ Niklas Luhmann, “Verfassung als evolutionäre Errungenschaft”, 1990, Rechtshistorisches Journal Vol. 9 (im folgenden, zitiert als “Verfassung”)
  - ・ Niklas Luhmann, “Interesse und Interessenjurisprudenz im Spannungsfeld von Gesetzgebung und Rechtsprechung”, 1990, Zeitschrift für neuere Rechtsgeschichte 12(1), S. 1-13
- なお、近年のルーマンに関する二次文献の充実も目覚ましい。近年の水準を示すものとして
- ・ Delfef Krause, *Luhmann-Lexikon 3. Auflage*, 2001, Lucius & Lucius
  - ・ Claudio Baraldi, Giancarlo Corsi und Elena Esposito, *Glossar zu Luhmanns Theorie sozialer Systeme - 3. Aufl.* - , 1999, Suhrkamp
- を挙げておきたい。前者にはルーマンに関する二次文献と二次文献、後者には一次文献がリストアップされている。また、ルーマ

ン関係の邦語文献は、HYPERLINK "[http://www.h4.dion.ne.jp/~archa/LGB\\_library.html](http://www.h4.dion.ne.jp/~archa/LGB_library.html)" で相当網羅的にリストアップされていて、裨益するところ大である。

本稿では、ルーマンに関する二次文献への言及は、近年の、しかも議論の展開に必要不可欠のものにとどめている。この点あらかじめお断りして、ルーマン学の先達にお詫びしておきたい。

(9) Luhmann, Pg.

(10) ただし、パゾンズについては、一時のイデオロギー的批判から醒め、冷静で着実な「パゾンズ・ルネサンス」といわれる研究動向が現れていることについて、高城和義「パゾンズ研究の現状と課題」(佐藤勉編『コミュニケーションと社会システム―パゾンズ・ハーバース・ルーマン―』恒星社厚生閣、一九九七年、所収)を参照。

(11) だから、独自の展開が必要になる。ヴォルフガング・カウペン「パゾンズの視角でとらえられた法と社会統制」(田野崎昭夫編『パゾンズの社会理論』誠信書房、一九七五年、所収)を参照。

(12) 社会現象に対する分析的システム論のアプローチについては、見通しのよい概観として北原貞輔『システム科学入門』(有斐閣、昭和六一年)を参照。また、基本的に分析的システム理論に立つとみうる優れた法システム論として、T. エックホフ/N. K. ズンドビー著、都築廣巳/野崎和義/服部高宏/松村格訳『法システム―法理論へのアプローチ』(ミネルヴァ書房、一九九七年)を、同様に政治システム論として、D. イーストン著、山川雄巳訳『政治体系』(ベリかん社、一九七六年)、K. W. ドイツチュ著、伊藤重行、佐藤敬三、高山巖、谷藤悦史、藪野祐三訳『サイバネティクスの政治理論』(早稲田大学出版部、一九八六年)を挙げておきたい。

(13) 社会システム論の観点から「法的なるもの」と「政治的なるもの」の関係を捉えようとする場合には、法システムと政治システムの関係が核になるはずである。だが実際に、システム間関係を扱うことは、従来の社会システム論は苦手であった。

たとえば、分析的システム論で政治システム論を構成しようとする場合、まず、精粗さまざまに相互作用する諸々の社会的事象のうち、密接に相互作用する諸事象のまとまりを見つけ、そのまとまりが政治的と称するものにふさわしいものならば、そのまとまりを政治「システム」とし、その他の諸事象は一括して「環境」とする。こうして理論的関心は、まず、政治「システム」内の諸事象(「システム」の諸「要素」)の間の相互関係の解明に向けられる。もちろん、いったんは「環境」として関心から排除された諸事象も、「システム」の挙動と作用連関を失うわけではない。「環境」から政治「システム」に向けられるものは政治システム

への「インプット」、逆に政治「システム」から「環境」に向けられるものは環境への「アウトプット」として範疇化される。さてこうなると、他のシステムは、環境一般の中にフェードアウトしてしまうので、たとえば政治システムそのものと法システムそのものの関係それ自体を扱うことは困難になる。同様のことは、分析的システム論による法システム論にも言える。もちろん、個別領域システム論を展開するだけであればそれで足りるともいえるし、自覚的にこの立場にとどまっているものも多い。

だが、システム間関係そのものを分析したければ、別個の道具立てが必要になるのは明らかであろう。そして、現に、T. パーソンスはそれを試みている。パーソンスの場合、政治システムや経済システムのような全体社会の部分システム同士の関係は、システム境界を通じたインプット・アウトプットの交換過程と捉えられ、その交換を媒介するものとして、貨幣や権力などの象徴的コミュニケーション・メディアがあると観念される。See, Talcott Parsons and Neil J. Smelser, *Economy and Society*, 1956, Routledge (T. パーソンス, N. J. スメルサー著、富永健一訳『経済と社会Ⅰ』岩波書店、一九五八年、同著、同訳『経済と社会Ⅱ』岩波書店、一九五九年)・Talcott Parsons, *Politics and Social Structure*, 1969, Free Press (新明正道監訳『政治と社会構造(上)』誠信書房、昭和四八年、同監訳『政治と社会構造(下)』誠信書房、昭和四九年)。

だが、この場合には、彼は、インプット・アウトプットとされるものを、それが一方システムの中に存在しているときも「移動」しているときも他方システムのなかに入ったときも自己同一的なものとして観察し続ける、相対に強い客観主義的観察態度をとることになるだろう。すると、法システムと政治システムのパースペクティブが混交しているような事態は視野に入りがたい。パースペクティブの捉え方では、システム同士の関係の不具合は、インプット・アウトプットの不均衡や、均衡条件の安定性の欠如として分析することになるだろう。このような分析の有意性を否定する必要は必ずしもないが、たとえば法システムが政治システムのパースペクティブを受け入れることはどこまで適切かというような問とは別のものとなるだろう。

確かに、相互浸透を社会理論上の重要概念にしたのは、パーソンスである。しかしそれでも、パーソンスが、相互浸透(interpenetration)として考えているのは、行為システムの文化パターンが、社会システムのなかに定着して制度化され、行為者のパーソナリティー・システムに内面化され、結局、パーソナリティー・システムが媒介となって文化パターンが行動システムを主導するという事態である。いずれにせよ、社会の部分システム同士の関係は、相互浸透とは考えられていない。この点につき、see, Talcott Parsons, *The Social System*, 1951, Free Press (佐藤勉訳『社会体系論』青木書店、一九七四年)

(14) 実在的システム概念について、vgl. Luhmann, SS, S. 15ff (『訳書(上)』一頁以下)。また、方法論については、vgl. Luhmann,

GG1, S. 36ff, S. 44ff.

だから、逆にルーマンの立場では、客観的タームで記述されるべきことが視野から抜け落ちてしまうのではないか、という批判が出てくることになる。Vgl., Johannes Berger, "Autopoiesis: Wie »systemisch« ist die "Theorie sozialer Systeme"?", in: Hans Haberkamp und Michael Schmidt (Hrsg.), *Sinn, Kommunikation und soziale Differenzierung*, 1987, Suhrkamp. ルーマンの返答は、Luhmann, "Autopoiesis", S.316ff. 結局のところルーマンは、客観主義的タームによる記述や客観的データの処理の可能性も必要性も否定しないが、客観的意味現象に定位するアプローチが決定的に重要であると考えているようである。Vgl., Luhmann, GG1, S. 36ff.

なお、本稿では、議論の流れの上で、ルーマンの理論が伝統と断絶している側面を強調しているが、当然のことながら、連続面も存在する。この点について、バランスのよい概観として、佐藤勉「パーソンズとハーバーマスからルーマンへ」(同編『コンテクションと社会システム』パーソンズ・ハーバーマス・ルーマン) (恒星社厚生閣、一九九七年、所収)を参照。

- (15) 本稿においては、トイプナーの理論は、クリストドゥリディスの法—政治関係論に枠組みを与えたものとして、取り扱われる。トイプナー自身に関しては、むしろ近年注目されるのは、「法の移植」、「グローバル化の下での法」、などの現代的法現象についての具体的分析である。これらの議論については、戒能通弘「契約における非法的要素の重要性について」(同志社法学二七九号、二〇〇一年)、同「G・トイプナーの法の移植に関する議論について」(同志社法学二八一号、二〇〇二年)、同「G・トイプナーの「国家なきグローバル法」(Global law without a state)の概念について」(同志社法学二八六号、二〇〇二年)が的確に紹介・検討している。

- (16) Vgl., Udo Di Fabio, "Luhmann im Recht: Die juristische Rezeption soziologischer Beobachtung", in: Helga Gripp-Hagele (Hrsg.), *Niklas Luhmanns Denken. Interdisziplinäre Einflüsse und Wirkungen*, 2000, UVK; Klaus A. Ziegert, "Rechtstheorie, Reflexionstheorien des Rechtssystems und die Eigenwertproduktion des Rechts", in: Henk de Berg und Johannes F. K. Schmidt (Hrsg.), *Rezeption und Reflexion: Zur Resonanz Niklas Luhmanns ausserhalb der Soziologie*, 2000, Suhrkamp.

- (17) Niklas Luhmann, "Autopoiesis als soziologischer Begriff", in: Hans Haberkamp und Michael Schmidt (Hrsg.), *Sinn, Kommunikation und soziale Differenzierung*, 1987, Suhrkamp, S. 318f

- (18) 以下では、彼の理論に言及する場合、基本的には、Emilios A. Christodoulidis, *Law and Reflexive Politics*, 1998, Kluwer

- Academic Publishersに依拠する。なお、同書には一部抄訳の部分を含むが、邦訳がある。エミリオス・A. クリストドゥリディス著、角田猛之・石前禎幸監訳『共和主義法理論の陥穽 システム理論左派からの応答』（晃洋書房、二〇〇二年）。
- (19) 文学に関する、早い段階での示唆として、vgl. Stephan Mussi, "Wahrheit oder Methode. Zur Anwendung der systemtheoretischen und dekonstruktiven Differenzlehre in der Literaturwissenschaft", in: Henk de Berg/Mathias Prangel (Hrsg.), *Differenzen -- Systemtheorie zwischen Dekonstruktion und Konstruktivismus*, 1995, Franke.
- (20) たゞせば、次の彼の退官講演を参照。Niklas Luhmann, "Was ist der Fall?" und "Was steckt dahinter?", *Die zwei Soziologien und die Gesellschaftstheorie*, 1993, Zeitschrift für Soziologie, Jg. 22, Heft 4.
- (21) 本稿では、クリストドゥリディスの社会システム論を批判的に検討しているが、法—政治関係論の現在の議論状況の中で見れば、彼の理論は十分に検討すべき側面を多々有している。この点については、拙稿「さらにもう一つの法—政治関係論」（エミリオス・A. クリストドゥリディス著、角田猛之・石前禎幸監訳「前掲訳書」所収の解説②）を参照いただければ幸いである。
- (22) 最初の書物からの志向である。Vgl. Niklas Luhmann, *Funktionen und Folgen formaler Organisation*, 1964, Duncker & Humblot (沢谷・関口・長谷川訳「公式組織の機能とその派生的問題 上巻」一九九二年、沢谷・長谷川訳「同 下巻」一九九六年、いずれも新泉社）。
- (23) オートポイエシス論への転回以前からの志向である。Vgl. Niklas Luhmann, *Macht*, 1975, Ferdinand Enke (長岡克行訳『権力』勁草書房、一九八六年) ; ders., *Vertrauen, ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität-2. erweiterte Auflage*, 1973, Ferdinand Enke (大庭健・正村俊之訳『信頼』勁草書房、一九九〇年）。
- (24) この問題は、機能主義的システム論一般の問題である。ハーバーマス・ルーマン論争においても議論の焦点になっていた。Vgl. Jürgen Habermas und Niklas Luhmann, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie*, 1971, Suhrkamp (佐藤嘉一・山口節郎・藤沢賢一郎訳『ハーバーマス・ルーマン論争 批判理論と社会システム理論(上)(下)』一九八四年、一九八七年、木鐸社）。
- (25) オートポイエシス論への転回以前からの志向である。Vgl. Niklas Luhmann, "Sinn als Grundbegriff der Soziologie", in: Jürgen Habermas/Niklas Luhmann, *Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie*, 1971, Suhrkamp (佐藤嘉一訳『社会学の基礎概念としての意味』佐藤嘉一・山口節郎・藤沢賢一郎訳『ハーバーマス・ルーマン論争 批判理論と社会システム論(上)』一九八四年、木鐸社所収）。

- (26) 以下の論点について文献は膨大だが、ルーマンに関しては今でも前注で挙げたものが読むに値する。
- (27) オートポイエシスの思想的側面の信頼できる解説として、河本英夫『オートポイエーシス』（青土社、一九九五年）、同『オートポイエーシスの拡張』（青土社、二〇〇〇年）を参照。
- (28) もちろん領域の差異は考慮に入れられるべきではあるから、そういう趣旨の警告として言われるのであれば理解できる。Cf., Hubert Rottlertner, "Biological Metaphors in Legal thought", in: Gunther Teubner (ed.), *Autopoietic Law: A New Approach to Law and Society*, 1988, Walter de Gruyter.
- (29) Humberto R. Maturana, "Autopoiesis", in: Milan Zeleny (ed.), *Autopoiesis, Dissipative Structures, and Spontaneous Social Orders*, 1980, Westview Press, pp. 52.
- (30) Francisco J. Varela, *Principles of Biological Autonomy*, 1979, North Holland, p. 13.
- (31) 前記の定義からたけはわかりにくいかもけれどもやはりまず参照されるべきは主唱者たちのものである。Humberto Maturana and Francisco Varela, *El Arbol del Conocimiento* (ウンベルト・マトウラーナ／ヴァレラ著、河本英夫訳『オートポイエーシス』（国文社、一九九一年）を参照。また、Varela, *ibid.*, Chap. 3のコンピュータ・シミュレーション・モデルも、オートポイエーシス・システムのイメージをつかむのに便利である。
- (32) Luhmann, SS, S. 191ff. (『訳書(上)』二二四頁以下)。
- (33) Cf., Talcott Parsons, *The Social System*, 1951, Free Press (佐藤勉訳『社会体系論』青木書店、一九七四年)；Niklas Luhmann, SS, S. 148ff. (『訳書(上)』一五八頁以下)。
- (34) Gunther Teubner und Helmut Wilke, "Kontext und Autonomie", 1984, Zeitschrift für Rechtssoziologie 4
- (35) Helmut Wilke, *Systemtheorie - 3. Auflage -*, 1991, Gustav Fischer.
- (36) 主唱者の *cf.*, Manfred Eigen, "Self-organisation of Matter and the Evolution of Biological Macro-molecules", 1971, *Naturwissenschaften* 58 (アイゲン著、瀬川新一・伏見譲抄訳「物質の自己組織性と生体高分子の進化」日本生物物理学会編『生命科学の基礎2 自己組織性』所収)。
- (37) 少なくともトイプナー個人の思想を説明する場合には、トイプナーはルーマンのどこを批判的に継承して自らの立場を打ちたて

たのかという一般的になされている問題設定は十分ではない。ウィルケ主義者として出発したトイプナーがルーマンとの接触によってどのように理論を容容させたかという問題設定の方が、文献に即したものととしては、むしろ正当である。

- (38) Gunther Teubner, "Hyperzyklus in Recht und Organization. Zum Verhältnis von Selbstbeobachtung, Selbstkonstitution und Autopoiese", in: Hans Habermas und Michael Schmidt (Hrsg.), *Sinn, Kommunikation und soziale Differenzierung*, 1987, Suhrkamp, S. 89-90. 日本語訳された彼自身の理論構想を体系的に展開したものが「トイプナー」Gunther Teubner, *Recht als autopoietisches System*, 1989, Suhrkamp (土方透・野崎和義訳『オートポイエシス・システムとしての法』一九九四年、未来社)を参照。
- (39) 上の間の事情の概観として、Teubner, "Hyperzyklus in Recht und Organization"は優れている。
- (40) Luhmann, *GGZ*, S. 893ff.
- (41) Teubner, *ibid.*, *passim*.
- (42) Teubner, *ibid.*, S. 93.
- (43) Teubner, *ibid.*, S. 93-4.
- (44) Teubner, *ibid.*, S. 94.
- (45) Teubner, *ibid.*, S. 98.
- (46) Teubner, *ibid.*, S. 101.
- (47) Teubner, *Recht als autopoietisches System*, S. 38 (『訳書』五二頁)。
- (48) Teubner, "Hyperzyklus in Recht und Organization", *passim*.
- (49) トイプナーとルーマンの理論的分岐がまさにシステム分化の論点であることについて、馬場靖雄『ルーマンの社会理論』(勁草書房、二〇〇一年)一〇一頁以下を参照。

- (50) Teubner, *Recht als autopoietisches System*, S. 89 (『訳書』一一九頁)。

- (51) Fabio, *ibid.*, S. 143f.

- (52) 筆者はかつて、トイプナーの理論で法現象の分析に利いているのは結局この部分であるということを示したことがある。拙稿「福祉国家における法現象の分析枠組み(一)(二・定)」(一九九五年六月、『法学論叢』一三七巻四号、一三九巻一号)。

- (53) pp.88-9 (『訳書』一一八—一九頁)

- (54) Vgl., Helga Gripp-Hagelstange (Hg.), *Niklas Luhmanns Denken: Interdisziplinäre Einflüsse und Wirkungen*, 2000, UVK: Henk de Berg und Johannes F. K. Schmidt (Hg.), *Rezeption und Reflexion: Zur Resonanz Niklas Luhmanns außerhalb der Soziologie*, 2000, Suhrkamp.
- (55) Emilios A. Christodoulidis, *Law and Rhetoric Politics*, 1998, Kluwer Academic Publishers (エミリオス・A. クリストドゥリデイス著、角田猛之・石前禎幸監訳『共和主義法理論の陥穽 システム理論左派からの応答』晃洋書房、二〇〇二年。) pp. 149f (『前掲訳書』一三六頁以下)。
- (56) 以下の紹介検討は、Emilios A. Christodoulidis, *ibid.* (エミリオス・A. クリストドゥリデイス著、角田猛之・石前禎幸監訳『前掲訳書』)による。ルーマンへの依拠については、同書の序章を参照。
- (57) 彼の言う共和主義のうち、一般にはドゥウオーキンはリベラリズム陣営に位置づけられているし、ハーバーマスを共和主義に分類することには違和感を持つ向きが多いであろう。筆者も違和感を持つが、彼なりの分類基準からすれば一応了解は可能であろう。この点については、拙稿「さらにもう1つの法—政治関係論—(エミリオス・A. クリストドゥリデイス著、角田猛之・石前禎幸監訳『前掲訳書』所収の解説2)を」を参照いただければ幸いである。
- (58) Christodoulidis, *ibid.*, p. 62 (『前掲訳書』八六頁)。
- (59) Christodoulidis, *ibid.*, pp. 136ff (『前掲訳書』一一八頁以下)。
- (60) Christodoulidis, *ibid.*, pp. 149ff (『前掲訳書』一三六頁以下)。
- (61) Christodoulidis, *ibid.*, pp. 187ff (『前掲訳書』一六六頁以下)。
- (62) クリストドゥリデイスが依拠しているものとして、A・トゥレーヌ著、梶山孝道訳『声とまなざし』(新泉社)・アルベルト・メルツチ著、山之内靖・貴堂嘉之・宮崎かすみ訳『現代に生きる遊牧民(ノマド)』(岩波書店、一九九七年)を参照。
- (63) Christodoulidis, *ibid.*, pp. 211 (『前掲訳書』一九四頁以下)。
- (64) Vgl., Luhmann, *PG*. また、近年のルーマンの政治論についての研究論文として、松永信一「ニクラス・ルーマンの政治システム論と世論の二様相」『撰南法学』第二十二号、一九九九年八月；同「世論過程と政治システム—ルーマン理論と政治学—」『撰南法学』第二十四号、二〇〇〇年八月、を参照。
- (65) See, Christodoulidis, *ibid.*, pp. 234f (『前掲訳書』一一八—一九頁)

- (66) See, Christodoulidis, *ibid.*, pp. 248ff. (『前掲訳書』二三三頁以下)
- (67) 以下この段落については See, Christodoulidis, *ibid.*, pp. 273ff. (『前掲訳書』二二六八頁以下).
- (68) 二次の観察という概念は、ルーマンの社会理論の重要用語で、ハインツ・V・フェルスターの「一次のサイバネティクス」・「二次のサイバネティクス」という区別に由来する。フェルスターは、観察されるシステムのサイバネティクスを「一次のサイバネティクス」と言い、観察するシステムのサイバネティクスを「二次のサイバネティクス」と称している。ところでルーマンの見方では、一定類型のコミュニケーションが接続していくことが社会システムの存立・作動に他ならないから、この存立・作動は「なにかをなにかとして観察する」という契機を必然的に含む。したがって、社会システムが一次に位置づけられる場合、二次のサイバネティクスは必然的に「何かが何かを何かとして観察している」有様を観察するという契機が含まれることになる。ここからルーマンは一般に、単に何かを何かとして観察することを一次の観察、一次の観察がどのように行われているかを観察することを二次の観察と名づける。フェルスターの理論については、*see*, Heinz von Foerster, *Observing Systems - Second Edition*, 1984, Intersystempublications.
- (69) キュンターの理論については、差ご当たり、Gothard Gunther, "Cybernetic Ontology and Transjunctonal Operation", in: ders., *Beiträge zur Grundlegung einer operationsfähigen Dialektik Bd. I*, 1976, Felix Meiner が必読である。
- (70) Vgl., Luhmann, SS, S. 15ff. (訳書(上)一頁以下)。
- (71) ルーマンは「コミュニケーションは少なくともも原初的な口頭形式において、関与の意識システムの知覚領域において既に相互性が確立してゐることを前提とする」(Luhmann, GG1, S. 103) と言つてゐる。
- (72) Vgl., Niklas Luhmann, "Autopoiesis als soziologischer Begriff", S.314f.
- (73) Vgl., Niklas Luhmann, "Autopoiesis, Handlung und kommunikative Verständigung", 1982, Zeitschrift für Soziologie 11.
- (74) Vgl., Luhmann, GG1, S. 92f.
- (75) Vgl., Luhmann, SS, S. 191ff. (訳書(上)二二四頁以下)。
- (76) See, Humberto Maturana and Francisco Varela, *El Arbol del Conocimiento* (ウンベルト・マトゥラーナ+フランシスコ・バレラ=共著、菅啓次郎=訳『知恵の樹』朝日出版社、一九八七年)
- (77) Vgl., Siegfried J. Schmidt (Hrsg.), *Der Diskurs der Radikalen Konstruktivismus*, 1987, Suhrkamp.

- (78) 一般的には、vgl., Luhmann, *GG1*, S. 101.
- (79) Vgl., Luhmann, *GG1*, S. 115f.
- (80) Vgl., Luhmann, "Autopoiesis als soziologischer Begriff", S. 314.
- (81) Vgl., Luhmann, *PG*, S. 16.
- (82) 上の「やわめき」という表現はルーマン自身が使っている由緒あるものではない。Vgl., Luhmann, "Verfassung", S. 202.
- (83) Vgl., Luhmann, "Die Codierung des Rechtssystem", 1986, *Rechtstheorie* 17, S. 178.
- (84) これは主観的な規範の主張であるから、ルーマンは「規範投射 (Normprojekt, Normprojektion)」としている。
- (85) 肯定的な値と否定的な値のこの非対称性については、一般に、vgl., Niklas Luhmann, "Paradoxie der Form", in Niklas Luhmann (Oliver Jahraus [Hrsg.]), *Aufsätze und Reden*, 2001, Reclam.
- (86) 「真理」の引用解除機能については、see, W. V. Quine, *Word and Object*, 1960, Cambridge (クワイン著、大出晁・宮館恵訳「言葉は対象」勁草書房、一九八四年)。
- (87) ルーマンの真理概念については、vgl., Niklas Luhmann, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, 1990, Suhrkamp, S. 167ff.
- (88) See Luhmann, "Die Codierung des Rechtssystem", S. 178f.
- (89) この小ループのなかでも、たとえば、訴状が受理されると裁判所には判決を下す義務が生じ、訴訟過程の展開のなかでも、当事者に手続的権利や義務が生まれたり消滅したりすることがあるので、ルーマンの意味で、法的コミュニケーションが成立しうる。
- (90) その道徳的観点は、法に従うならば、成立しているかに見える法状態は、実は無効である、という法的主張の一部として主張されるのであれば、話は別である。
- (91) 法的情報は、もっと薄いこともある。一般の取り扱いでは、特定の貨幣の所有権の辿った運命は、法システムの「記憶」にとどめられない。
- (92) たとえば、わが国の代表的な教科書、六本佳平『法社会学』（有斐閣、一九八六年）、一三七頁以下を参照。
- (93) *RG*では、Recht 及 Rechtssystem が互換的に用いられていて、この定義の主語は、テキストでは Recht である。しかし、この定義が、全体社会の部分システムとしての法システムに向けられているのは、文脈から明らかである。
- (94) Luhmann, *RG*, S. 131.

- (95) 以下のこの段落について、vgl. Luhmann, *RG*, S. 131ff.
- (96) Luhmann, *RG*, S. 132.
- (97) Vgl. Niklas Luhmann, *Rechtsoziologie* -3. Aufl. -, 1987, Westdeutscher Verlag (黒木三郎・大橋憲広・斉藤秀夫部分訳、「比較法学」二十巻二号：初版からの全訳は、一九七七、村上淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店)
- (98) Vgl. *RG*, S. 38ff.
- (99) このような事態が、法的ディスコースによる法的リアリティーの形成が同時に人々の生のリアリティーの形成でもあることの一典型である。つまり、ルーマンにおいて法と社会は、一定内に連関しつつ連動しているのである。それ故彼は、法と社会を二元的に観念した上でその相関を問う「法と社会」パラダイムを批判する。Vgl. Luhmann, *RG*, S. 33ff.
- (100) Vgl. Luhmann, *RG*, S. 239ff.
- (101) Vgl. Luhmann, *RG*, S. 161ff. S. 565ff.
- (102) See, Josef Raz, "The Functions of Law", in: do., *The Authority of Law*, 1979, Oxford.
- (103) Vgl. Luhmann, *RG*, S. 292f.
- (104) Niklas Luhmann, "Deconstruction as Second-Order-Observing", in: do., *Theories of Distinction* (edited, with an introduction, by William Rashi), 2002, Stanford, p. 108
- (105) Luhmann, *PG*, S. 18ff. のほか、Niklas Luhmann, *Macht*, 1975, Ferdinand Enke (長岡克行訳『権力』勁草書房、一九八六年)が今でも参考になる。また、ハルビヒ、Luhmann, *PG*, S. 69ff. も合わせて読まれるべきである。
- (106) もちろん、現実の状況において、官職を持たないもの、下級官職を持つものが、官職者、上位官職者にたいして、回避が好まれる選択肢をもつということは、いくらでも生じうる。だから、ルーマンは、権力の逆循環ということを言う。どこで、どのような逆循環が生じるかは経験的問題である。
- (107) Vgl. Luhmann, *PG*, S. 69ff.
- (108) Luhmann, *PG*, S. 84.
- (109) Vgl. besonders, Luhmann, *GG2*, S. 847f.
- (110) Christodoulidis, *ibid.*, p. 282 (『訳書』二七六頁)。

- (11) See, Günther, *ibid.*
- (12) Luhmann, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, 1990, Suhrkamp, S. 301.
- (13) Luhmann, *PG*, S. 89.
- (14) Vgl. Niklas Luhmann, *Soziologie des Risikos*, 1991, Walter de Gruyter.
- (15) Vgl. Luhmann, *GG2*, S. 847ff.
- (16) Luhmann, *PG*, S. 108.
- (17) Luhmann, *PG*, S. 119.
- (18) Christodouridis, *ibid.* ほか「構造的カップリング」は索引に採録されている。しかし、この語が使われているのは、ハーバーマスの法制化論を説明する文脈で、生活世界とシステムが適切に運動することを意味する用法 (p. 22)、『トイプナーの後掲「法化」論文「Juridification」を説明する文脈 (p. 98) など、他人の理論の紹介に過ぎない場合も多い。また、構造的慣性 (p. 220)、ゆるいカップリングと緊密なカップリング (p. 236) など、他の概念が主軸の場合もある。さらに、紛争が法システムと構造的カップリングするという本来の使われ方をしていない場合も (p. 119, p. 190)、紛争というシステムを法システムが観察するという構図を出していない。
- (19) Vgl. Luhmann, “Verfassung”.
- (20) Luhmann, “Verfassung”, S. 215
- (21) Vgl. Luhmann, *RG*, S. 297ff.
- (22) See, especially Teubner, “Juridification---Concepts, Aspects, Limits, Solutions”, in: do. (ed.), *Juridification of Social Spheres*, 1987, de Gruyter (樺沢秀木訳「法化―概念、特徴、限界、回避策―」『九大法学』一九九〇年、第五九号)。
- (23) このシステム・レファランスをとったルーマンの作品に、オートポイエシス論への転換以前のものがあるが、Niklas Luhmann, *Legitimation durch Verfahren*, 1983, Suhrkamp (今井弘道訳『手続を通しての正統化』一九九〇年、風行社) がある。
- (24) このシステム・レファランスをとった彼の作品に、オートポイエシスへの転換以前のものだが、Niklas Luhmann, “Gerechtigkeit in den Rechtssystemen der modernen Gesellschaft”, 1973, Rechtslehre 4, in: ders., *Ausdifferenzierung des Rechts*, 1981, Suhrkamp ほか。

- (125) 実際、これらの社会システムについては Luhmann, PG にまとまった叙述がある。
- (126) Luhmann, RG, S. 442
- (127) もちろん、たいていの場合その後あまり間をおかず、法的手続きのなかで公布手続きなどがとられるだろうが、その法的コミュニケーションが接続していくのは、立法されたという情報である。立法された法律内容が持つ情報に接続していく法的コミュニケーションがなされるのは、その法が使われるときであろう。
- (128) Luhmann, RG, S. 441.
- (129) Luhmann, RG, S. 441.
- (130) Luhmann, RG, S. 443.
- (131) ただし、司法過程を分析する場合には、その過程ができる限り他の社会的象(たとえば政治的権力や貨幣の配置)から切り離された法的コミュニケーションが純粹に行われるべきところに特有の意義があるので、法システムに関心を集中し分析精度を上げていくことが有効になるだろう。この点について、福井康太『法理論のルーマン』(勁草書房、二〇〇二年)を参照。
- (132) Vgl. Luhmann, GG1, S. 171ff.
- (133) Luhmann, GG1, S. 94.
- (134) Vgl. Luhmann, GG1, S. 743ff.
- (135) Luhmann, GG2, S. 1142
- (136) しばしばルーマンと対比されて検討される、J. ハーバーマスも、〈法的なるもの〉と〈政治的なるもの〉の全面的趨勢的な相互浸透の側面をとりあげて体系的な理論を組上げていることは、無視できない。Vgl. Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, 1992, Suhrkamp. ただ、ルーマン自身は、このハーバーマスの著作におけるシステム理論批判を、特にシステム間関係の理解、システムの閉鎖性の理解という、本稿の問題関心からは最も重要な論点に関して、誤解だと退けている。Vgl. Luhmann, PG, S. 105, Fn. 32. したがって本稿では、法—政治関係論の側面からハーバーマスの理論を正確に評価するためにも、ルーマンの理論を独立かつ先行的に検討しておく必要があると考えた次第である。
- (137) もちろん、必要な他の前提が存在しないという趣旨ではない。たとえば、下位プログラム4は、当然のことながら、近代社会は

機能システムに分化しているところを前提としている。

- (138) See, Gregory Bateson, *Steps to an Ecology of Mind*, 1972, Estate of Gregory Bateson (G. ベイトン著、佐藤良明訳『精神の生態学 改訂第三版』新思新社、二〇〇〇年)
- (139) See, Heinz von Foerster, *Observing Systems- Second Edition-*, 1984, Intersystempublications.
- (140) See, G. Spencer-Brown, *Laws of Form- limited edition-*, 1994, Cognizer Co (G. スペンサーブラウン著、山口昌哉監修、大澤真幸十宮台真司訳『形式の法則』朝日出版社、一九八七年)
- (141) See, Günther, *ibid.*
- (142) See, Niklas Luhmann, "Deconstruction as Second-Order-Observing", in : do., *Theories of Distinction* (edited, with an introduction, by William Rash), 2002, Stanford; do., "The Paradox of Observing Systems", in: do., *Theories of Distinction*. Vgl., Luhmann, GG2, S. 893f.
- (143) 最近の議論状況をよむ、vgl., Jean Glan, "Unbegegnete Theorie: Zur Luhmann-Rezeption in der Philosophie", in: Henk de Berg und Johannes F. K. Schmidt (Hg.), *Rezeption und Reflexion: Zur Resonanz Niklas Luhmanns außerhalb der Soziologie*, 2000, Suhrkamp.